

四、民間に於ける化學工業施設

民間に於ける化學工業は平時に於ては製薬、染料、寫真用藥品、香料、調味品、人工纖維、食料色素等を製造すると共に、爆發物及毒瓦斯等戰用化學品の原料又は半製品を生産し、官民一致して本工業の助成、發達を圖ると共に、將來戰に際しては、此種工業に關するあらゆる人員、工場、設備、材料、製品等を擧げて動員し、必要に應じ大規模に之を行使するに遺憾なきやう準備を進めてゐる。化學工業動員準備に關しては、化學戰部内に民間化學工業家との連絡を擔任し併せて情報蒐集に任ずる一課を設けて居る。其任務は主として戰時所要の化學品の利用法を計畫し、尙民間に於ける各種化學工業家との協調を一層密ならしむると共に、其製造設備並原料品、補給資源等を調査するに在る。又米國化學協會の委員中の若干名並専門家の化學者技師十五名を化學戰部の顧問として新知識の移入、改良、進歩に資して居る。斯くて米國に於ける瓦斯及防毒面の利用は各方面に發達し、害蟲驅除、船舶の消毒、坑内労働者の炭酸瓦斯防護、警察、消防等に著々効果を擧げて居る。

第六節 國家總動員施設

米國總動員業務は其軍備方針に明示さるる「國內大動員」の準備の根幹を爲すものであつて、陸軍省の擔任に屬し、陸軍次官主管の下に數箇の補給部局を設け、關係各省及民間團體之に協力して、専ら重點を軍需品の補給統制に置き、調査、研究、補給計畫並に戰時諸機關の編成等に關し徹底せる具體的準備を進めてゐる。

尙一九二六年上下兩院に提出せられた總動員法案は、大統領に資源統制の獨裁權を賦與せんとする

ものにして、世界大戰以來陸軍當局が苦心研究した成果である。然るに一九三六年の會議にも提出したが、戰時獨裁制を誘致するとの理由の下に採用するに至らず一九三八年二月になつて始めて下院陸軍委員會を通過した。そして工業動員の要員と思惟せらるる豫備兵器將校の外、特に産業大學を設置して産業動員統轄要員の養成に任じて居る。又一九二四年以來國防記念日を設けて一般國民に對する總動員演習を實施し、約二萬個の民間工場に對しては平時より教育註文制度に依て兵器の製造に習熟せしめ、戰時此等の工場が命令一下直に軍需品の製造に轉換擴充し得る如く周到なる計畫を準備して居る。

第七節 陸軍豫算

最近七箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年	度	豫算總額	陸軍豫算
一九三	一—三二年度	約五、二七四、〇〇〇 <small>千冊</small>	約四七八、〇〇〇 <small>千冊</small>
一九三	二—三三年度	約五、三〇七、〇〇〇	約四四一、〇〇〇
一九三	三—三四年度	約九、二四四、〇〇〇	約四〇八、〇〇〇
一九三	四—三五年度	約七、二二五、〇〇〇	約四八九、〇〇〇
一九三	五—三六年度	約九、五八八、〇〇〇	約五八一、〇〇〇



一九三六—三七年度	約 八、四八一、〇〇〇	約 四四一、〇〇〇
一九三七—三八年度	約 六、一五八、〇〇〇	約 四五六、〇〇〇
一九三八—三九年度	約 六、八六九、〇〇〇	約 四六八、〇〇〇

一九三四—一九三五年豫算以降は産業復興費を含んでゐる。

## 第五章 英國

### 第一節 概説

#### 一、國防上の立場と環境

英國は其地理的位置上、特に國際情勢極めて混沌たる現歐洲に於ける安定勢力としての存在、廣く世界に分布せる殖民地及既得權益の確保並海外通商貿易の保護等の爲に相當強大なる海陸軍を必要とするも、優勢なる海軍力に信賴し得る關係上從來小規模の陸軍を以て満足してゐたが、世界大戰の苦き教訓及最近に於ける國際情勢の變化、即ち一九三五年來獨逸の再軍備、伊太利の勃興、「スペイン」の内亂等引續く西歐情勢悪化、就中伊エ紛争に於て英國の嘗めたる苦杯、聯盟機構の無力化及軍縮會議の失敗等、幾多の相繼ぐ苦き經驗により從來の態度より急轉向し、外交の背景を爲すべき軍備擴張に乗り出し特に一九三七年二月十六日向五箇年間に於ける軍事費十五億磅（内四億磅公債に依る）の老たる國防計畫を發表して世界を驚倒せしめたがこれ亦當然の歸結たると共に吾人の注目を要する點である。同年五月ジョージ六世陛下の戴冠式直後倫敦に開催せられた帝國議會に於ては特に國防強化の必要が強調せられ各自自治領も本國政府の國防方針を全面的に支持したのである。

一九三八年—三九年度國防豫算は三億四千三百萬磅（邦貨五十八億三千餘萬圓）で前年に比し更に六千五百萬磅の増加を示したが、歐洲諸國の情勢特に獨逸の軍備に對抗するため進行中の再軍備の強行



實施特に空軍の擴張を急ぎつゝあつて前記豫算は更に増補さるゝであらう。

### 二、軍備方針

英國の防の大方針は「領土を保有し其結合を鞏固にし對外權利を維持し且通商貿易の保護を主とし特に歐洲の現状を維持する」に在りとし、之が爲必要なる外交の背景を保持し、必要なる範圍の制空及制海權の確保、屬領各部の獨立防禦及相互援助を策するを以て綱領として居る様である。

#### 1. 海軍政策 略す。

2. 陸軍政策 英國陸軍は國防の要求及國際義務履行に適應するを以て其建軍の本旨となし寡兵機械主義の徹底を以て之が解決の關鍵としてゐる。

陸軍の任務は(イ)英帝國海外領土の防衛 (ロ)本國の防空、海岸防禦及治安維持 (ハ)戰時に際し必要なる方面に優良裝備の軍を送ることである。

之が爲に必要なる限度の陸軍を整備し、且國民の軍事豫備教育の徹底を圖る等、各種の施設に依つて戰時陸軍の増大を準備する。

世界大戰後志願兵制度に復歸せるに伴ひ、地方軍を改編して正規軍同様にし、又戰時兵力の増強に努めて大陸に於ける活潑な運動戰を準備し、以て速戰即決を策す。特に軍の機械化を促進し其能力を向上せしめる。

#### 8. 空軍政策 空軍の任務は本國及海外に於ける利益を保護するに在り。而して英國に對して空中攻撃を加へ得べき列國中最強一國を標準とする航空隊を本國に備へ、以

て其防空を完全ならしむるのみならず、陸海軍及植民地の要求に應じ得る獨立の空軍を整備する、尙民間航空を補助獎勵して戰時の擴張に應じ得る準備を爲す。

### 三、軍備の擴張

英國は一九三五年來空軍の擴張に著手して居たが、更に一九三六年近年稀な大豫算を計上して三軍全般に亘る擴大強化に乘出した。其理由として特に英國政府の擧げる處を見るに、(イ)聯盟に對する責任の分擔と (ロ)英國の利益保護を掲げ (ハ)併せて列強の軍備擴張の状況並 (ニ)伊エ紛争にて英國が著しく軍備の不足を痛感せる事實に基くもので、特に強力なる指導外交の背後には強大なる軍備の必要なるを感ずるに至つた點等の様である。

之れが爲陸軍部隊の増設機械化の促進、海軍の新艦代艦の建造、空軍の大擴張、三軍協調の強化、工業の統制に著手した。

昭和十二年二月十六日發表した國防五年計畫の大意は左の如きものである。

英國政府は昭和十二年二月十六日向五箇年間に於ける軍事費十五億磅(内四億を公債に依る)の龐大なる國防計畫を發表した。其大要左の如くである。

#### 1. 海軍 主力艦三、巡洋艦七、航空母艦二の建造、現用艦船の近代化、艦隊空軍及び兵員の増加。

#### 2. 陸軍 歩兵四個大隊及び戰車二個大隊の増設、各兵科の近代化及び機械化、地方軍に對する優良裝備、作戰資材の充實、兵營施設の改善。

#### 3. 空軍 飛行場の増設、本土及び海外を通じ飛行根據地七十五の新設、兵員器材の増加、防空



施設の近代化。

4. 總動員施設 軍需工業施設の充實確保、主要原料及び燃料補給の確保。右計畫に基く昭和十三年度陸軍の諸施設の主要なものは次の如くである。
- イ、陸軍兵員徴募の改善
- ロ、二ヶ聯隊を除く爾余の騎兵部隊の機械化
- ハ、砲兵部隊の防空的改編
- ニ、軍需品工場並新兵器研究の設備

## 第二節 建軍要領

### 一、兵役制度

英國は平時志願兵制度を採用して居る。是は同國古來傳統の強制を好まざる自由思想と、過去に於て義勇兵制を以て世に誇つたる自尊心とに依るの外、同國が平時より大なる陸軍兵力を必要としない特殊の國防條件に依るのであつて、平時は志願兵制度を以て最も其國情に恰適しありと認めて居るが、世界大戦間は徵兵制度を採用せざるを得なかつた。

正規軍兵は十八歳以上二十五歳以下の壯丁より募集し、其服役期間は十二箇年である。之を現役、豫備役の二期に分ち、志願に依り其全期間を現役に服し、又服役期間二十一箇年に達する迄再服役を爲すことが出来る。現役、豫後役の各期間は募兵の状況並海外勤務の爲派遣、交代等の關係を顧慮し、各兵種に依り多少の差あるも、大體現役七年、豫備役五年を通常とする。而して此現役七年

は當初一年を教育に、爾後六年を三年宛海外及本國に交代服役せしめんとするものである。又地方軍兵は十七歳以上三十八歳以下の者より募集し、其服役期間は四年であつて、爾後一年乃至四年の延期を志願することが出来る。而して服役最終の年齢を三十八歳と規定して居る。

### 二、軍の構成

英國陸軍は之を正規軍、地方軍及豫備軍の三種に大別することが出来る。

#### 1. 正規軍

正規軍常備團體は野戰軍の骨幹を爲し、主として外征に使用せらるゝものであつて、平時本國に駐屯するの外、印度其他の海外植民地等の守備に任じて居る。

#### 2. 地方軍

地方軍は戦時必要に應じ議會の協賛を経て外征に使用するものであつて、平時教育訓練の爲基幹部隊を有し、時々召集して各種の訓練を行つて居る。其訓練の回数は左の如くである。

第一年度	四十五回	外に野營八日乃至十五日
第二年度乃至第四年度	每年二十四回宛	外に野營八日乃至十五日

而して其募集、維持は全然州協會の手に委し、軍隊教育に關してのみ軍管區司令官の監督を受けることになつて居る。尙最近正規軍の缺陷を補ふ爲地方軍の任務擴張を行ひ、從來正規軍の負擔せし海岸防禦の責任の大部を地方軍に擔任せしめ、又地方軍の「誓約」に關する法規を改正し、所要に應じて地方軍に屬する者を外征の爲正規軍の補充に使用し得る如くした。

#### 3. 豫備軍



正規軍豫備、將校補充豫備及補充豫備、民兵又海峽諸島及植民地民兵、地方軍豫備に區分する。

正規軍豫備は現役を終了せるもの、將校補充豫備及補充豫備は動員に方り將校の補充及技術兵の補充に充つるものであつて、一九二四年の創設に係り、民兵は正規軍豫備使用後正規軍の補充に充てらるゝものである。

### 第三節 兵力及編制

#### 其一 陸軍

##### 一、本國軍兵力

###### 1. 平時兵力

一九三八年度豫算書に依る平時兵力は次の如くで、之を本國に於て五師團に、印度に於て四師團及騎兵五旅團、地方軍に於て十四師團に編成して居る。

	定員	現在員
正規軍	一五四、一八一八	一三三、四一八八
印度英人軍	五六、八〇六八	五四、九六三八
地方軍	二〇三、八九九八	一六〇、八四四八
計	四一四、八八六八	三四九、二二五八

##### 2. 動員部隊兵力

###### 豫算定員

###### 現在員

正規軍豫備軍	一四二、五〇〇人	一二四、九四八人
補充豫備	五〇、七五四人	二五、二九八人

尙大戦中には二百數十萬を大陸に派遣せる例がある。

##### 二、本國外の兵力

海外自治領及植民地は別に左の如き兵力(土民軍等を含むを)有して居る。

加奈陀	約 一〇六、〇〇〇
濠洲	約 三一、〇〇〇
印度	約 一六〇、〇〇〇
新西蘭	約 一三、〇〇〇
南阿	約 三一、〇〇〇
愛蘭現役軍	約 六、三八〇
計	約 三四七、三八〇

#### 其二 空軍

##### 一、空軍省所屬兵力及編成

列國陸軍概観 英國



總人員は一九三六年度には五萬五千人であつたが一九三七年には一躍七萬に増加し、飛行機數は一九三九年七月には豫定の第一線機一五〇〇機の整備を終り更に次の計畫の實施に邁進中で一九四〇年三月末迄には本國空軍第一線機二三七〇機(外に海外部隊及海軍航空部隊一〇〇〇機)、人員約十二萬獲得を目標としてゐる。(第一線機と同數以上の第二線機を有つて居ることを考慮することが必要である)。

試に一九三八年二月現在の任務區分に依る部隊數を見れば次の様である。

爆撃聯隊	五(六〇中隊)
補助空軍(爆撃)聯隊	一(一二中隊)
戰闘聯隊	一(三三中隊)
偵察聯隊	二(一五中隊)
陸軍協同聯隊	一(七中隊)
阻塞氣球聯隊	一
合計	一二(一二七中隊)
海外空軍部隊	隊二五中隊

### 二、海外自治領及植民地の兵力

海外自治領及植民地に次の兵力がある。

濠洲	約二、〇〇〇人	約二〇〇〇機
加奈陀	約一、〇〇〇人以上	約一七〇機

南阿	約五〇〇人	約一〇〇機(五ヶ年計畫にて十二ヶ中隊に擴張の計畫あり)
新西蘭	約一、七〇〇人(?)	約三〇機
愛蘭	約二〇〇人	約二五機
印度	約二、三〇〇人	約二〇〇機
計	約七、七〇〇人	約七二五機

### 三、艦隊空軍の海軍轉屬

一九一八年空軍の獨立に依つて總ての航空機は空軍省の所管となつたが、其後海軍方面から屢々異論があり遂に一九三七年七月三十日艦隊空軍は空軍省から分離して、軍令、軍政の兩方面に互り完全に海軍省の所管に移ることになつた。但し海軍の作戰に協力すべき沿岸航空隊は依然空軍省に屬するのである。

## 第四節 航空

### 一、要旨

英國は世界大戰の末期即ち一九一七年來陸海軍の航空を統一して獨立空軍の建設を決すると共に、翌一九一八年春空軍省を設置し、名實共に完全なる空軍を編成して戰場に活躍したのであるが、平和克復と共に強大なる航空兵力の維持困難となつた爲之を整理し、他の交戰國と同様に民間航空の發達を奨励し有事の日に備ふるの方針を執つた。



然るに近時各國に於ける空軍擴張の推移、特に獨逸の再軍備と國際不安、伊エ紛争に於ける失敗等各種の原因に依り大なる刺戟を受け、尨大なる擴張を計畫するに至つた。一九三八年度に入つて再軍備計畫は更に補強せられ、特に獨逸空軍の異状な發展により、空軍及防空に關して銳意之が促進を圖るに至つた。飛行隊の増設は概ね豫定通り進捗したが、器材の整備及人員の補充は意の如くならず、爲に計畫の遂行に圓滑を缺ぎ、軍需資材補給の統制に當らせる爲軍需委員會設置せられ、軍需省の新設に就ても種々論議せられるに至つた。又軍需品急速整備を圖る爲米國及加奈陀に使節を派し、飛行機購入の契約を爲さしめた。

空軍乃至防空に關する新計畫の二、三の例を擧ぐれば左の通りである。

1. 阻塞氣球隊の編成

昨年五月補助空軍に三中隊の阻塞氣球を編成し、將來更に十中隊設置の豫定

2. 英國々民飛行隊の新設

戰時航空要員の急速補充を目的とするもので、同様の目的を以て一昨年新設された義勇豫備空軍に就ても更に之が強化を圖つてゐる。

3. 防空部隊の擴充

現在地方軍二ヶ師の防空部隊を有して居り、更に五ヶ師團に増加することに決定せられてゐる。最近の擴張状況を述べれば大要次の様である。

計畫發表年次	豫定完成年次	本土防空兵力 (中隊)	植民地空軍兵力 (中隊)	艦隊空軍兵力 (中隊)	空軍總兵力 (中隊)
--------	--------	----------------	-----------------	----------------	---------------

一九三四年四月一日現有兵力		五一	二四	一五	九〇
一九三四年七月	一九三九年三月	八五	二六	一九・五	
一九三五年五月	一九三七年三月	一二四	二五	一九	一六八
一九三六年三月	一九三九年三月	一二九	三八	三八	二〇五

二、民間航空

空軍擴張を緊要とする一方經費の點より平時に於ける民間航空事業を奨励發達せしめ、以て戰時總豫備たらしむ可く企圖し、之が補助には多大の注意を拂つて補助金を交付して居る次第であるが、一九三七年度の民間航空補助費は二、三二五、〇〇〇磅で前年に比し一、五五五、〇〇〇磅の増額である。一九二九年四月より帝國航空會社(イムピリアル、エア・ウエス)を創設し小會社を之に合體して政府の監督下に空輸業務を遂行し逐年成果を向上してゐる。政府は一九二九年から一九三九年まで年々補助金を交付してゐたが一九三七年に補助金交付協定を更新して一九三八年より向ふ十五年間多額の補助金を交付することになつた。

而して一九三五年來商業機數五八九機、個人所有機及輕飛行機俱樂部所有機一、五三五機を有し、民間操縦者數は一萬に近い多數と謂はれてゐる。

又延長航空路は帝國航空會社用のものは三萬五千杆、計畫完成の上は六萬七千杆となるべく(勿論之には加奈陀新西蘭濠洲は含んで居らぬ)尙本土内航空路は別に八千杆の定期航空を實施して居る。



其他一昨年二月民間操縦者を以て結成せられたる操縦者聯盟が創立せられたのであるが、之には多數の青年加入しありて將來政府の補助後援を得るに至る可く、非常の際には軍事上大なる役割を果し得るものと見られて居る。

1. 英濠及極東定期航空路

此定期航空は最初英印間に航空路を開設したのに始まる。當時空軍大臣は、政府は之に貸付金及補助金を與へて平時將校下士官の研究に資し、戦時は全部政府に使用すると言明してゐたが今や右航空路は倫敦濠洲間に延長せられ、更に彼南より香港に支線を設定するに至つた。尙香港線は一昨年十月米國の太平洋航空路と香港に於て連絡し、且中國航空公司の香港乗入を許可し倫敦上海を連絡するに至つた。

政府の補助會社は民間機の製作並運轉事業援助の爲、一昨年より十五箇年間年に百五十萬磅を支出するに決し、且帝國航空會社に對しては二百萬磅を補助して居る模様である。

2. 海外定期航空の擴張

英國は一九三七年度に方では、空軍の大擴張と共に民間航空の大々的助成を企圖し、豫算總計二百四十九萬磅を計上した。これは前年度豫算九十九萬八千磅に比し實に百五十九萬一千磅の増額である。

而して海外定期航空に關しては、五月末大要左の如き擴張計畫を發表し、著々として之が實現に努力してゐる。

イ、一九三七年末迄に南阿、印度、馬來方面への航空郵便料金の値下げを斷行し、且飛行回數を増

加して一箇年間の輸送量を一、二五〇噸(約一億通)以上とする。

ロ、左の通り飛行回數の増加を圖る。

埃及間	週	九回(從來)	?	回
印度間	"	五回"	"	二回
倫敦東阿間	"	三回"	"	一回
馬來南阿間	"	三回"	"	二回
南阿間	"	二回"	"	一回
濠洲間	"	二回"	"	一回又は二回

ハ、從來の陸上機に依るリレー式輸送を廢し水陸兩用機を使用する、之が爲一部の空路を變更する。

ニ、夜間飛行設備を行つて日程を短縮する。

3. 新航空路の開拓

國帝航空會社は北太平洋、南太平洋及タスマン海横斷ニュージーランド航空路等を新設せんとし、既に試験飛行をやつてゐる。

三、防空觀念の徹底と防空施設の完備

開戦と同時に敵の空襲を豫期せねばならぬ英國に於ては、歐洲大戰當時蒙つた倫敦空襲の苦い経験と最近に於ける空襲威力の強烈なことを十分認識して居る。英國民一般の防空觀念の徹底振は、到底我國民の状態とは比較にならぬものがある。從て防空に關する諸般の設備は眞剣で、著々具體的施設



として實現しつゝあるのである。

其の一、二の例を擧ぐれば左の通りである。

#### 1. 空襲警備施設

有事の日國內の防空は地方軍の任務である。内務省内に内務次官の下に空襲警備局を設け、地方官憲を指導して空襲に際し地方勤務隊を編成し市民の防護に當らしむることとし、尙各所に公設の防護團を設けてゐる。

更に防火機關の整備、船渠の防備、燃料の貯藏、發電所の防護等に關し詳細に研究せられ著々と實行してゐる。

#### 2. 國民用防毒面の整備

内務省空襲警備局に於て豫て計畫中の防毒面製造工場は、一昨年一月より愈々作業を開始し、其生産能力一週五十萬、年産三千萬である。

政府の計畫では全國民に應ずる防毒面を整備し、之を各地に分割貯藏して、空襲といへば直ぐに之を配給することになつてゐる。

#### 3. 婦人義勇防空團の創設

### 第五節 化學戰準備施設

#### 一、要旨

英國は戰後に於ける軍備革新の根本方針を科學應用に置き、之に對する研究は眞に緊張を極め技術

研究費の如きも逐年増加して、戰前の六倍以上に達して居るが、就中化學兵器は特に之を重要視し、技術研究費の三分の一即ち毎年約數百萬圓を之に充當して居る。

#### 二、施設

化學戰準備機關は陸、海、空軍の共同事業とし、陸軍之を主宰し、左の機關を設く。

##### 1. 調査部

陸、海、空軍の爲、化學戰に關する諸調査を行ふ。

##### 2. 化學戰研究所

本部を倫敦に置き、「ポルトン」及「サットンウオーク」に實驗所を有する。

本部には、陸、海、空軍代表者並科學者を以て組織する化學戰委員會を設け、化學戰に關する顧問機關たらしむ。

兩實驗所は、共に化學兵器應用の諸研究並試驗を行ふ。

##### 3. 化學戰學校

「ポルトン」に在り、一九二二年より開校し、隊附將校、下士に對し毒瓦斯防護法の教育を行ふ。

### 第六節 國家總動員施設

其國民性と國情とに依り、國民の行動を統制する法律其他を平時より公布するが如きことなきも、其軍備方針に鑑みるとき、有時の日に必要なる陸軍軍備の擴充を行ふ爲には、完備せる總動員施設に依るの外なきこと、國民全般の能く理解知悉しある處であつて、所要の準備施設は著々として整備さ



れつゝある。即ち法律的に表面に現はるゝ施設は顯著ならざるも、實質的には緊要なる施設を完備しつゝありと見られるのが、英國總動員施設の特色である。

従て平時に於ける此種公的施設の明瞭なるものは少いが、其中中央機關とも目すべきものは、樞密院内に存するものゝ如く、又國防大學なる特殊の施設が在つて、總動員の爲の最高指導部要員を養成して居るやうである。

國防大學は、參謀次長又は軍令部次長を以て校長とし、陸、海、空軍の優秀なる佐官級將校と行政官廳要路の有爲なる事務官級官吏二十數名を年々研究員として召集し、所要の研究を行つて居る。軍需動員の如きも之が爲の特別の規定等を設けて居らぬが、軍と民間工業家の間には密接なる連繫が保たれ、民間工業の軍事轉用計畫も實質的に完成して居ると見られる。

第七節 陸軍及空軍豫算

最近八箇年に於ける英本國豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	空 軍 豫 算
一九三一—三二年度	約 八〇三、五〇〇 <small>千磅</small>	約 三八、六〇〇 <small>千磅</small>	約 一七、七〇〇 <small>千磅</small>
一九三二—三三年度	約 八四八、一〇〇	約 三六、四〇〇	約 一七、四〇〇
一九三三—三四年度	約 七四四、七〇〇	約 三七、九〇〇	約 一七、四〇〇

一九三四—三五年度	約 七八四、八〇〇	約 三九、六〇〇	約 一七、五〇〇
一九三五—三六年度	約 七三四、四〇〇	約 四三、五〇〇	約 二五、三〇〇
一九三六—三七年度	約 七九二、五〇〇	約 五五、八〇〇	約 五〇、七〇〇
一九三七—三八年度	約 八六三、一〇〇	約 八二、一〇〇	約 八二、五〇〇
一九三八—三九年度	約 一、〇二九、〇〇〇	約 八五、三五七	約 一〇二、七二〇

- A は追加豫算を含まず。
- B は追加豫算を含む。
- C (前年度繰越金二五二千磅を含む)。
- D 減債基金一九、〇五四千磅を含む。
- E (國防公債二六、〇〇〇千磅を含む)。

右豫算中には自治領及植民地軍隊の經費を含まざるに注意するを要する。今 主要な海外自治領及植民地に於ける軍事費を擧ぐれば次の如くである。

國 (地名)	年 度	金 額	摘 要
濠 洲 聯 邦	一九三四—三五年度	約 一九、〇〇〇 <small>千磅</small>	



加 奈 陀	一九三五— 三六年度	大約 二、二〇〇	一、二五二、〇〇〇弗を 換算せり
印 度	一九三五— 三六年度	大約 三七四〇〇	四九九、〇七七、〇〇〇を 換算せり
新 西 蘭	一九三五— 三六年度	約 一、三〇〇	換算
南 阿 聯 邦	一九三五— 三六年度	約 一、三〇〇	
愛 蘭 自 由 國	一九三五— 三六年度	約 一、五〇〇	

### 第六章 佛 國

#### 第一節 概 說

##### 一、國防上の立場と環境

佛國の國防を論ずるに方りて獨逸との關係を重視せざるべからざることとは此處に喋々する迄もな  
い。

抑々佛獨は古くより犬猿の間柄に在り、世界大戰の結果獨逸に對して徹底的壓迫を加へたるも其の  
國力恢復に對する疑懼は年と共に増大し、之が爲夙に波蘭、小協商との連衡を固くし、又一九二五年  
には伊獨白と共に「ロカルノ」條約を結ぶ一方、軍備の充實を圖り以て國土の安全を保持し來れるが、  
一九三三年「ヒットラー」の君臨は軍縮會議及聯盟脫退、「ザール」の恢復、再軍備宣言、獨軍のラ  
イン進駐、續いて一九三八年に於ては、埃國併合、チエコスロバキヤの一部併合となり、更に西國の  
内亂ありて佛國の不安は益々募るに至つた。

佛國は一九三五年に入つて一月羅馬協定を二月倫敦協定を結び、又「ストレーザ」會議に於て英佛伊  
三國の共同戰線を確保せるが、伊國の「エチオピア」遠征に起因する制裁をめぐりて英佛、佛伊、の關  
係は極度に混亂状態に陥つた。之は「ナチスドイツ」とりては「ヴェルサイユ」の鐵鎖を完全に粉碎す  
べき好機を提示せるものにして、獨逸は偶々佛蘇相互援助條約の批准將に成らんとする機を捉へ、同  
條約を「ロカルノ」條約違反なりとして三月七日「ロカルノ」條約破棄「ライン」再武裝の擧に出でた。



佛國は西歐安全保障の爲唯一のものと恃む同條約の廢棄を前にし、締約國を誘ひて對獨強壓に出でんとせるも、英伊の完全なる協力を得るに至らず、偶々西班牙に於ける内亂の勃發は歐洲を思想上の二大「ブロック」に分裂せしめんとする傾向を生じ、今や伊獨の接近、白國の中立還元、西國內亂、特に最近のミュンヘン會談の失敗等は、佛國の對獨包圍陣を龜裂せしめ、四五年の定員不足と相俟ちて軍備強化に邁進すべき必要を更に切實ならしめたのである。

## 二、軍備方針

凡そ佛國々防の基調は國の安全を保持し、國權を防護し、併て其の海外發展に資するに在りと爲して居るが、前項説述の事情に鑑みる時、其の軍備の方針が對獨絕對安全を主眼として定められあるは此處に更めて言ふ迄もない所であるが、最も其の空海軍に於ては對英、對伊の顧慮をも有して居ること固よりである。

從て、世界大戰後軍縮の思潮が世界を風靡し、經濟的の不況亦一再ならず襲來した際にも、佛國は前者に對しては軍縮の前提は安全保障なりとして、多少の軍縮を實施しつゝも尙容易に譲らず、後者に對しては當局の施設と國民の自覺とに依り苦しきを忍びて爾來莫大なる飛行機と六十六萬の陸軍を建設し、尙且多額の經費を費して東方國境要塞の構築を完了し、更に兵員を以て獨逸に拮抗し得ざるに依りて、軍の機械化、長期服役兵の増加、戰爭資材の改善を圖り、國民精神教育の向上と相俟ちて國防の萬全を期したのである。然るに一九三八年九月ミュンヘン會談に失敗せるは結局軍備就中空軍の劣勢に由るものとの判斷の下に、更に一段と軍備強化に努力しつゝある。

機構上に於ても銳意之が改善に努力し、一九三六年陸、海、空三省を制すべく副總理たる陸軍大臣

を陸軍大臣兼國防大臣となし、平時より工業動員を準備し、置き必要に應じ、急速に多量兵器の製作に移り得ることを可能ならしむる爲め、軍需工業の國營を實現し、又三軍の優秀なる將校及關係各省の若干名の文官に戰爭指導を教育する爲國防大學を創設した。一九三八年三月に於ては後述の如く國家總動員を公布するに至つたのである。

## 第二節 建軍要領

### 一、兵役制度

佛國現時の兵役法は、一八七〇年普佛戰爭後の創始に係るものであつて、國民皆兵を主義とし、徵兵制を主體(軍の必要上長期の志願兵を一部採用)として居る。蓋し該戰役の大敗が對獨復讐の國軍を要求し、必任義務制の現出となつたのである。

**在營年限の變遷** 爾來佛國の兵役法は若干の改正を経て第二十四世紀に入つたが、當時國際關係の平穩なる情勢並平和主義の擡頭は、漸く當年の對獨復讐觀念を消磨せしめ、寧ろ社會政策的施設に重きを置くに至り、終に一九〇五年の兵役法を改正して、三年在營より二年在營となつた。然るに此の兵役法の改正は、佛軍の素質を漸次低下せしめ、遂に二年制を以てしては國防を安全ならしめ得ざるを認むるに至りしのみならず、之に對し、獨逸は軍備擴張に次々に擴張を以てし、一九一三年頃に至つては、佛獨開戦の避くべからざる情勢となり、佛國上下をして一層危惧の念を抱かしむるに至つた。此に於て佛國の輿論は再び對外強硬に變轉し、一九一三年、三年制を採用することとなり、斯くして大戰に参加したのであつたが、大戰終熄後人口の減少に伴ふ勞働力の不足を補ふの必要に迫られ



且つは獨軍々備の制限(十萬)、「ライン」地方軍備の撤廢、聯盟機構の強固等を基礎として一九二三年春一年半在營を基礎とする兵役法の發布を見、一九二八年四月更に一年在營制を採用するの止むなきに至らしめた。然るに一九三六年乃至四〇年所謂凹み三年の間、徴兵適齡壯丁の著しき不足に悩む佛國としては獨逸の再軍備に多大の脅威を感じ、或は再服役の獎勵、或は同年次の適齡壯丁中生月日に基く一部の入營時期變更、或は又内地駐屯「アフリカ」土人兵の増加等各種の彌縫策を講じつゝありしも、此等姑息手段を以ては到底半數に近き壯丁の不足を充足し得ず、一九三五年三月十五日に至り一年現役兵法第四十條の臨時適用に依る二年在營制を採用するに至つた。

二、軍の構成

佛陸軍は三種に分たれ、各々本國軍隊及植民地軍隊を以て組織せらる。

1 本土部隊

原則として佛人より成り、本國に駐屯す。

2 海外部隊

佛人、土人、外人より成り、領土の占有並に防衛に任じ、常時其の土地に駐屯す。

3 遊動部隊

海外部隊の豫備にして佛人、土人より成り、通常本國或は北亞弗利加に駐屯す。

第三節 兵力及編制 (空軍を除く)

一、平時兵力

在本國兵力	四四八、〇〇〇
在北アフリカ及ルヴァン	一四六、〇〇〇
在植民地及支那	六〇、〇〇〇
計	六五四、〇〇〇

二、常備兵團

1 本國に駐屯する部隊

歩兵師團 二〇(内七は一部自動車化)

植民師團 一

移動兵團

(イ) 北部「アフリカ」師團二及本國歩兵部隊二

(ロ) 「セネガル」植民師團 二

(ハ) 混成部隊(約一師團に相當す) 一

戰車旅團 三(六聯隊)

騎兵師團 五(内一は機械化輕師團)

砲兵旅團 四

工兵旅團 二

2 海外駐屯部隊

歩兵旅團 一三

列國陸軍概観 佛國



### 第四節 航空

#### 一 要旨

佛國の地理的關係は、東隣諸國特に獨逸に對し空中防禦の安全を緊要とするのみならず、對英對伊政策の後援としても亦空中威力の強大を要求するものがあるとなし、世界大戰後財政頗る困窮せるに拘らず、大戰の際に大擴張せる航空部隊を平時依然として保有し、表面は部隊数を増加することなく積極政策の非難を避けつゝ、極力内容の整備に努め、且莫大の經費を投じて大に民間航空を奨励し、有事の日直に之を軍用利用し得るの方策を講じてゐる。

佛國航空の獨立は一九二八年末「ポアンカレ」專國一致内閣の際軍部就中海軍の反對を押切り、政治的に航空省を獨立したのに始り、當初空軍々人は陸軍航空に従事せる者のみを以て之に充當し、海軍々人は依然其の儘の身分を保持して航空省の統轄に入るの變體的現象を現出し、爾後頻々たる編制改正を行へるも、要は内部に於ける大空軍論者と航空分屬論者との勢力消長に起因する部分的小改正に過ぎなかつた、然るに列強空軍の獨立と國際情勢とは一日の偷安を許さざるに至り、遂に一九三三年四月、空軍編成に關する大統領令の發布に依て、艦載航空隊並當時海軍協同部隊を除く全航空部隊を含む空軍が編成され、一九三四、三五年に互り空軍編制法の發布を見るに至つた。尙ほ一九三六年戰爭の初期に空軍の迅速なる關與が極めて重要なるに鑑み、平時より戰時の編制を採用して航空兵團編制の戰鬥單位に集結し置くを有利なりとし、空軍航空兵團編制を實施した。

佛國は國土防空に大なる考慮を拂ひ、一九三一年國土防空總監を設け、防空上必要なる三軍統轄の權能を與へ、一九三六年三月防空に關する大統領令を發する等航空防空に就きては陸軍と相並んで重視して居る。然も尙近時獨逸の軍備強化に對抗する爲更に益々之が強化擴張すべく計畫中である。

#### 二、空軍陸上部隊の兵力及編制

##### 1 現有兵力

本國約一五〇中隊	爆擊	四五
北アフリカ及ルヴァン	戰闘	四三
爾他の植民地	偵察	四〇
計	氣球	一一
飛行機數	球	二六中隊
別に海軍に屬するもの	約	九中隊
ハ 氣球數	約	一八五中隊
ニ 人員	約	四、五〇〇機(内第一線機數約二、〇〇〇)
將校	約	二五〇機
列國陸軍概観 佛國	約	二四
	約	二、二〇〇



2 豫備役空中勤務者

佛國は戰時空軍の膨脹を豫見して地方に航空團なるものを組織し、豫備役空中勤務者の養成及連絡勤務者一部の充當に資せんと企圖するの外、平時航空輸送會社に勤務する空中勤務者、政府補助操縦學校及民間操縦學校に勤務する操縦士並飛行機製作工場に勤務する操縦士は、其年齢及訓練の如何に關せず、其現職にある間及離職後一箇年間は陸上航空部隊内に籍を置くべきことを規定してゐる。

三、民間航空

佛國民間航空の創設は概ね一九二〇年頃にして、同年に於ける營業成績は航空路長五千六百杆、輸送距離十五萬杆、輸送人員一千四百人なりしが、其後政府の保護獎勵と當事者の努力とに依て顯著なる發達を遂げ、一九三三年度に於ては航空路長三萬八千杆、輸送距離一千萬杆、輸送人員四萬人に達した。而して當初は自由競争に委せし爲五社鼎立して營業してゐたが、一九三三年六月以降之を「エリヤ、ユニオン」一社に統一し、其監督は航空省民間航空局之に當り、器材、飛行場、飛行の安全等の諸問題には空軍のもの合せ省内外専門機關之を掌つてゐる。

又近時戰時の要求を顧慮し、軍用機として採用せられたものに所要の改造を加へ平時輸送機として使用するの傾向がある。

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

佛國が化學戰準備の必要を認めあるは、「フオッシュユ」元帥の「毒瓦斯の使用を禁じ得るものとせば戰爭勃發をも禁止し得べきなり」との言に徴するも明である。唯、目下航空兵力の整備に急にして、化學戰研究に對し多大の經費を支出し能はざるの状況にあるが如きも、其防護法の訓練は徹底的に實施して居る。

二、施設

陸軍に於ける機關は次の如くで、海軍は研究、教育等を陸軍に依托して居る。

- 1 陸軍省軍用化學課——オーベルピリエー試験所
 

研 究 部	製 造 部	教 習 部
瓦 斯 教 導 部		

防護法及攻撃的用法の試験研究及教育に任ず。

2 瓦斯防護材料監査部

防毒具の整備、検査並關係將校、下士の教育に任ず。

3 右の外化學戰委員會(内規的のもの)により、化學戰に関する一般の方針を定め、其實施を指導統制す。

第六節 國家總動員施設

歐洲大戰間苦き經驗を掌めた佛國當局殊に軍部が國家總動員法の制定に逸早く著手したのは正に至



當の事ではあるが、大戦後二十年の後漸くにして之が發布を見たとき云ふ事は、蓋し總動員法が重要な價値を有すること、従つて國民に對する義務を負はす事が大であるからである。然し乍ら其の二十年の長日月を費した理由は他にもあつたのである。即ち一度平和時代に入るや、何時しか戦時の苦難を忘れて次の戦争準備を怠り、而して特に大戦後の平和、軍縮謳歌、果ては獨逸の軍備を十萬に制限した事に安心し、又議論を好む佛國民として徒らに議論に日を費し、甚しきは之を放置して顧みる所がなかつたのである。

之を歴史的に觀るに一九二一年十一月十七日に高等國防會議が創設せらるゝと直に總動員の研究に著手し、一九二九年には下院を、一九二八年には上院を夫々通過したが、上院の加へた根本的修正は下院通過案と餘りに逕庭があつた爲更に研究を遣り直しつゝ暫く放置の状態に置かるゝに至つた。然るに一九三五年三月獨逸が、ヴェルサイユ條約の軍事條項を蹂躪して十二軍團の編成に著手し、又翌三六年三月「ライン」地帯に侵入したのに駕いた佛當局は一九三六年六月二十五日再び下院に提出したが、遂に眞面目な審議に入るに至らず、越えて一九三八年に及び獨逸の塊國併合、國際關係の險惡化は此の重要な總動員法を此の上放擲し置くを許さずして、一九三八年三月二十四日には下院を、六月十七日には上院を夫々一氣呵成に通過せしめ、七月十一日附を以て發布して、多年の懸案を解決したのである。此の法律は五章六十六條より成つてゐるが、各章には左記事項を規定してゐる。

- 第一章 總則に於ては總動員法の發動する場合及此の場合の機關並消極的防空に關する事項。
- 第二章 に於ては人員及資源の利用。
- 第三章 に於ては戦争指導、戦時に於ける統帥權及議會の運用等。

第四章 に於ては戦時經濟組織を  
 第五章 に於ては特別規定中には戦時に於ける行政組織、軍官憲と地方官憲との關係、交通々信機關の保護等。

### 第七節 陸軍及航空豫算

最近七年間に於ける豫算總額と陸軍豫算及空軍豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	航 空 豫 算
一九三二年度	約 四一、〇九七、五〇〇	約 五、二一八、七〇〇	約 一、八二六、〇〇〇
一九三三年度	約 五〇、四八六、七〇〇	約 六、〇八〇、八〇〇	約 一、九九七、〇〇〇
一九三四年度	約 五〇、一六二、五〇〇	約 五、九四六、七〇〇	約 一、六五四、〇〇〇
一九三五年度	約 四七、八一七、〇〇〇	約 五、六五六、五〇〇	約 一、四五〇、五〇〇
一九三六年度	約 四〇、三〇六、八〇〇	約 四、三七〇、八〇〇	約 九一三、六〇〇
一九三七年度	約 四八、二八一、一〇〇	約 五、八五七、二〇〇	約 一、二一九、九〇〇
一九三八年度	約 六八、九七〇、五〇〇	約 七、五九一、〇〇〇	約 一、五五六、二〇〇

佛國豫算を觀察するに方りては、豫算總額の内に尨大なる國債費の存在すること、植民地軍事豫



算が植民省豫算に計上されあるを忘れてはならない。従て陸軍豫算(空軍陸上部隊を含む)の豫算總額に對する比率の多少を以て、直に他國の夫れと比較するは正當ではない。又佛國は一九三〇年より國境要塞費として今日まで約五十億法の巨費を支出して居る。

尙一九三八年度の通常豫算は五四、七三九、〇〇〇(千單位)法であるが、此の外臨時豫算を加算すれば六八、九七〇、五〇〇(千單位)法となる。此の内國防費は二三、二四五、九〇〇(千單位)法で陸軍省豫算は七、五九一、〇〇〇(千單位)法で本年度と異り他省所管(農林省軍馬購買費、内務省徵募費、土木省軍用に適する自動車輛所有者補助)の支出を陸軍に移せると尙憲兵及共和警衛隊維持費(之は其の大部は内務省に計上せられてゐるが完全に陸軍省が管理してゐるからである)を含めたものである。

## 第七章 獨 國

### 第一節 概 說

#### 一、國防上の立場と環境

「ヒットラー」總統治下の全體主義國家獨逸は僅々五年にして「ベルサイユ」體制の歐洲を解體して大獨逸國を建設し國威蔚然として四隣を壓して居る。

獨逸の外交は日獨伊防共協定を主軸として戰はれて居る。獨逸合邦、「ズデーテン」地方の獨逸歸屬等に際して威力を發揮した伯林—羅馬樞軸は英佛の策動にも不拘依然として盤石の如く致國の如きは生きる爲とは云へ百八十度の急轉回をして親獨となつたのである。

洪國は周知の如く獨逸「プロツク」に屬する、獨逸關係は一九三四年不戰條約の締結を契機として極めて友邦的なものとなつた。もつとも最近の蘇波宣言による波蘭の蘇聯接近は些か獨逸の機嫌を損じたが之として「カルバートウクラナイ」自治に關聯して獨逸最近の躍進振に怖れた波蘭の打つた一石であつて必ずしも獨逸關係の非常なる冷却ではない。

英獨、獨佛宣言は獨逸の西方に對する負擔を若干輕減し其東方及東南方進出政策の遂行を容易ならしめる結果となつて居る。

以上概説せる如く一九三七年度に於ては偉大なる收穫を得たと同時に對外關係をも好轉せしめ往年



の對獨包圍陣は完全に瓦解して仕舞つた。斯くの如き成功の反面には實に國防軍の無言の示威があつたのである。「ズデーテン」問題緊張の極點に達し英佛の態度は一戦を辭せざるかに見え「ヒ」總統の一步退却すら取沙汰せられたるに不拘無血の占領に成功した裏面には動員された百萬の獨軍と略々竣成した西部國境築城とが物を云つた事實は何人も之を肯定せざるを得ない。

惟ふに大戰後十數年の久しきに互り苦杯を寧めた獨逸は其苦みを再びせざるべく堅く決心し營々として國力、武力の涵養に之努め遂に今日の國際的地位を獲得したのではあるが、其の東への道を歩まさんが爲には歐洲政局はあまりにも敏感複雑で他力本願を許さぬものがある。茲を以て獨逸國民の國防に對する關心は益々深刻化しつゝあるのである。

### 二、軍備方針

歐洲大戰迄の主として東守西攻を策する方針はあまりにも高價であつた。今や一轉して東攻西守世界の敵蘇聯に眼を向けて居るが一度戰亂勃發するや再び二正面戦争は覺悟せねばならぬのである。従つて西部國境には難攻不落を誇る築城が一九三七年に完成され敵の地上軍隊に對する背後の安全が確保された。

獨逸は群雄割據し、利害相錯綜する歐洲に於て其の盟邦伊國甚だ恃むべしとなしつゝも反面自己の力に信頼し得んがため、歐洲最強の陸空軍を保有せんとする大方針に向つて著々巨歩を進めつゝあるのである。

## 第二節 建軍要領

### 一、兵役制度

一八一四年九月一般兵役義務法が「フリードリヒ・ウィルヘルム」三世によつて發布されて以來百有餘年、獨逸は徵兵制を以て兵役制度の根本として來たが、「ヴェルサイユ」條約に依つて十二年在營の志願兵制度を強要されたのである。然るに再軍備宣言に基き昭和十年五月二十一日新兵役法公布せられ本來の舊態に復した。本法に依れば、兵役は獨逸國民の名譽勤務であつて、男子は總て兵役義務に服し、戦時には女子も亦兵役義務を超越して祖國奉仕の義務がある。國防軍は武力擔當者で獨逸國民の軍人的訓練所とし、且空軍を創設して陸・海・空の三軍より成ることとなつた。服役義務は滿十八歳から滿四十五歳の次の三月三十一日迄であるが、國防大臣は戦時及非常時に方り其の範圍を擴大し得る。兵役は現役及在郷兵役(豫備役、後備役補充兵役を總稱す)の二種とし、別に兵役義務の擴大に依り召集された四十五歳以上の者は國民兵役とする。總統兼宰相は現役年限決定の權能を有し、差當り「國防軍三軍に於ける現役服役年限は齊しく一年」と定めてゐたが、一九三六年七月之を二箇年に延長した。

兵役年限左一如し。

現 役	滿二十歳にて徵集
豫 備 役	現役終了後滿三十五歳迄
補充兵役	徵收せられざる者滿三十五歳迄
後 備 役	豫備役、補充兵役終了後滿四十五歳迄

現在の兵役年限左の如し。



陸軍

飛行隊

空軍 高射砲隊  
航空通信隊

二年

四年半

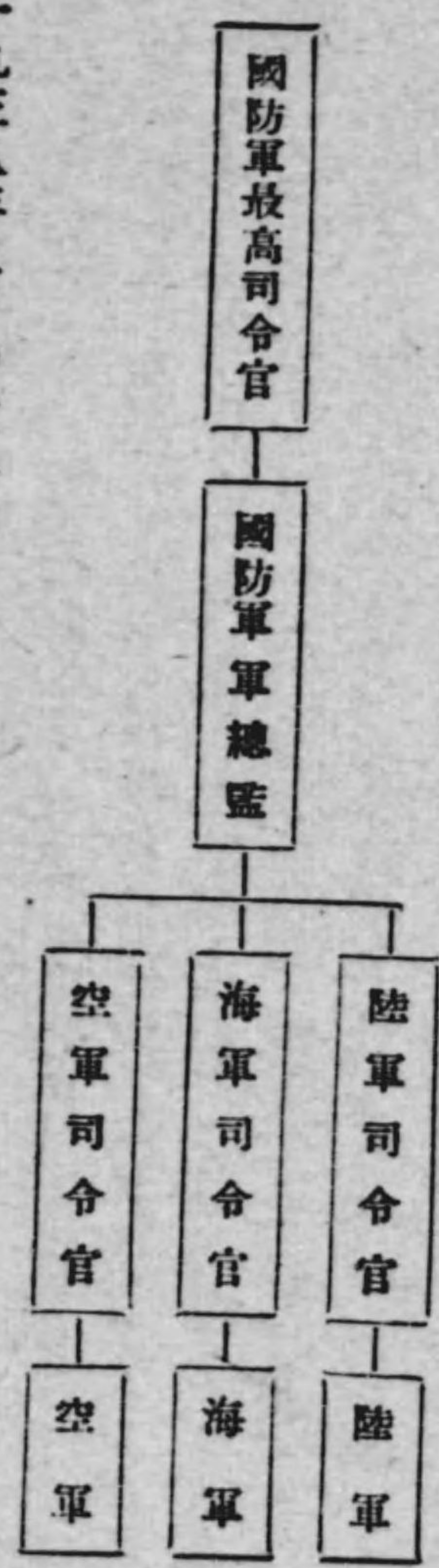
二年(一年のものもある)

四年半

### 二、軍の構成

#### 1 國防軍

國防軍は既述の如く。陸・海・空の三軍より成り、中央集權を確立し、總統「ヒットラー」統帥權を總攬する。今統帥關係を圖示すれば左の通りである。



一九三八年二月の大異動によつて「ヒットラー」總統は直接全軍を總攬することとなり國防省を廢し其の幕僚部として國防軍總監部を直屬せしめ「ガイデル」大將を國防軍總監に任じ總統の命を受けて從來の國防大臣の有した權限を行使せしむることとなつた。

2 軍隊類似團體

#### 突擊隊、親衛隊

共に「ナチス」黨團體で、政治軍隊たると同時に豫備軍を成形する。殊に今後除隊兵を編入することになつたから、益々威力を加へた在郷軍隊と成るわけである。現在其兵力は兩者を合して百萬に近いと云はれてゐる。其他「ナチス」自動車團、飛行團等がある。

### 第三節 兵力及編制 (空軍を除く)

#### 一、再軍備宣言による兵力

既に一九三四年末に於て獨逸國防軍の實力は三十萬を下らずとの觀測が行はれて居たが翌三五年三月十六日附「國防軍建設ニ關スル法律」に依つて平時陸軍は警察隊を包含し之を十二個軍團、三十六個師團に編成する事が宣明された。當時列國は其兵力を五十乃至五十五萬と推定したのである。同年十一月には既に歩兵二十四師團、機械化三師團、騎兵三師團基幹の陸軍を編成し終つた。

#### 二、現有勢力

イ、兵力 約百萬

集團司令部 六

軍團司令部 一八

歩兵師團 四三(内四八自動車化輕師團)

機械化師團 五

列國陸軍概観 獨 國



騎兵旅團  
山地旅團

一  
三

一九八

奥國の有した七箇師團は合邦によつて二軍團に編成されたが之を除外するも遙かに宣言兵力を突破する師團數を擁してゐることがわかる。最近の發表によれば右の五十一師團と一箇旅團とは第一乃至第十三軍團、第十七、第十八の十五箇軍團に編合されてゐて第十四乃至第十六の三箇軍團に屬する師團に就ては不明である。従つて其の充足を見た場合を算定すれば獨國陸軍は六十箇師團を越し名實共に歐洲最強の陸軍となるであらう。

ロ、前出突撃隊、親衛隊等は豫備軍としての一大威力を備ふるもので彼の「ズデーテン」地方接收前後に於る親衛隊の活動は世人の記憶に新たなる所である。

#### 第四節 航空

##### 一、空軍

再軍備工作の先陣を承つたものは高度に發達せる民間航空を基礎とする空軍建設であつた。一九三五年三月の再軍備宣言の折「ゲーリング」空相は新聞記者との「インタービュー」に於て「獨逸空軍は如何なる國の侵入をも防止し得る程度に達して居る」と其充實振を誇示したが事實一九三四年末の獨逸空軍實力は英、佛、伊側等に於ては千五百乃至二千機にも達するとさえ判斷して居た様である、しかも夫は公然の祕密とは云へ尙且平和條約軍事條項の壓迫下になされた所産であつた。

公然と空軍の再建に乗り出した以後の空軍勢力の飛躍は目覚ましく二ヶ年後の一九三七年六月には

概ね二倍に増大し約百四十中隊、機數二千八百乃至三千を算するにいたつた。しかも當初の數的整備の時代は去つて今や質的にも最新の優秀機を整備し終つて十分の自信を有するが如く觀察される。英國の空軍大擴張に對して獨逸は逆に「獨逸は空軍々備の制限に應ずる用意」あるの態度を取り其期待し難きを見るや「ヒ」總統をして「インタービュー」に於て「英國が斯くの如き空軍の大擴張を行ふのを見て「ゲーリング」氏が余に獨逸空軍を二倍に増大して呉れと頼んで來たら余としても斷るわけにも行くまいではないか」等と嘯かして居るのである。

獨逸空軍の強味とする所は前述の如く新設空軍であるだけに全然新鋭機を以て整備せられしかも新しき空軍用法を根底として機種及其配合を自由に選擇し得たものであつて其實力は克く英佛二國の空軍に對抗し得るものと判斷する向があるが夫にも不拘將來六千機を目標に擴張を續けると謂ふ。

空軍は飛行隊、高射砲隊、航空通信隊等より成り全國を第一乃至第七の七空軍管區に區分し「キール」の第六空軍管區に屬するものは海軍協同部隊である。又空軍大學、空軍技術大學、高等空軍學校、空軍士官學校等を持つて居る。猶「ゲーリング」が空軍司令官と航空大臣とを兼任して居ることは軍用及民間航空の統制運用上注目し價する。

##### 二、民間航空

民間航空は航空省の航空局に統制せられ地方に十四の航空事務局を設置して其管理に任せしめて居る。

一九三七年四月「國民社會主義飛行團」(「エヌ、エス、エフ、カー」)が設立された。

これは「ナチス」獨逸の他の諸團體と歩調を併せる爲從來の獨逸「スポーツ」飛行協會並其全所屬機



關、團體等を解散して出來たもので獨逸航空「スポーツ」の發達を任務とし空軍在郷軍人、操縦、偵察、氣球操縦、「グライダー」飛行の教育を受けた者。「ヒットラーユーゲンツ」航空部に屬し十八歳を越した者、從來獨逸航空「スポーツ」聯盟の飛行及「グライダー」部に所屬せる者を「メンパー」とする。全國を十五の管區（「グルツベ」に區分し「スポーツ」飛行學校六校「グライダー」飛行學校七校及飛行機模型工作「グライダー」製作に關する學校等を備へて空軍第二線の養成に邁進しつゝある。

航空技術進歩發達の爲には有名な「ウーデット」中將を長とする航空省技術局の指導監督下に獨逸航空技術研究所「ゲツチンゲン」航空力學研究所其他十餘ヶ所の研究所「リリエントール」航空研究協會、獨逸航空科學院等が眞摯な研究に著々實績を擧げつゝある。

獨逸航空工業は周知の如く「ハインケル」、「ユンケルス」、「ドルニエー」、「フォック、ウルフ」、「バイエルン」、「ヒルト」、「ダイムラー、ベンツ」等の飛行機及發動機會社によつて世界に著聞し參加會社百餘社を擁する獨逸航空工業聯盟等の手を経て器材及技術の外國進出が年と共に隆盛の度を加へて居る。

### 三、航空輸送と其國外發展

獨逸航空輸送は一九一九年開始せられたが一九二六に至り獨逸「ルフトハンザ」株式會社を創立し商業航空を此一社に統一し政府の指導補助と相俟ち著々實績を擧げ其航空路は遠く國外に伸展して居る。

同社は尙支那の歐亞航空公司「ブラジル」の「コンドル」、シンチケート「航空會社」、「ツェツペリン」飛行船會社等と密接な關係にある。

「ルフトハンザ」の主要線は歐洲線を除けば南米線、北米線及極東線の三線で南米線に於ては一九三四年以來定期郵便飛行を實施し一九三七年度の大西洋横斷回數百四回（前年八十八回、最初よりの合計三百五十回）で人員千五百名、手荷物三十二萬三千班、貨物十二萬二千班を輸送した。北米線では定期郵便飛行を計畫し一九三六年度に八回、一九三七年度に十六回の横斷飛行に成功したが目下試験期間中である。極東線は「シリヤ」、「イラク」、「アフガニスタン」、「バミール」高原經由の線を豫定し一九三七年概ね其試験飛行に成功したが目下は伯林—「バクダット」間の郵便飛行（一九三七年十月開始）だけで全線の開通を見て居ない。

「ルフト、ハンザ」の一九三七年に於ける輸送成績を見るに飛行距離約千六百九十萬班、旅客約二十七萬七千（前年二十三萬）貨物約三十九萬五千班、手荷物七百噸、郵便三百三十五萬班である。

「ツェツペリン」飛行船による一九三七年五月「ヒンデンブルク」號が南太平洋横斷十四回北太平洋横斷二十一回の後「レークハースト」に於て爆發後中止されて居るが當時建造中であつた姉妹船「ツェツペリン」第三百三十號も既に竣成して居る。中止にいたる迄に「ヒ」號の前に出來た「ツェツペリン」伯號は實に百三十四回の南太平洋横斷、七回の北太平洋横斷、一回の太平洋横斷無事故の輝しい記録を残して居る。

### 四、防空

獨逸は再軍備以前より「ベルサイユ」條約は防空を制限禁止しあらずとて防空設備に非常な力を注いで來たが積極防空機關として二十數個の高射砲聯隊を有する外民間防空としては獨逸防空團があつて十五の支部を有し整然たる組織を確立し防空學校、婦人防空學校等を設立して防空教育をなし又屢々



且各所に防空演習、防空講習會を催し防空思想と施設の徹底とを圖つて居る。

二〇二

### 第五節 化學戰準備施設

獨逸は一九一九年一月以來「ヴェルサイユ」條約に依り、毒瓦斯の研究、製造を禁止せられ、世界大戰中の諸施設は破壊されしも、平時化學工業特に染料工業の發達著しきものあるを以て、有事の場合多量の毒瓦斯を製造すること容易である。且現在に於ても祕密裡に研究を繼續しあることは明にして殊に防護法に就ては工場衛生に關聯し「アウエル」、「ドレーガー」等世界著名の防毒面會社を有し、軍隊、消防隊は勿論、市民に對しても其訓練を怠らず、將校以下全員に防毒面を供給しある外、戰用貯藏品を整備し、尙馬匹、犬鳩に至る迄防毒具を備へて居る。近時各所に瓦斯防護學校の設立を見、又政府は化學戰を準備する技術化學會維持費に莫大なる經費を支出して居るやうである。

### 第六節 國家總動員施設

國家總動員に關する詳細は一般に不明である。蓋し平和條約に依り公然の施設を有し得ぬが爲である。併し、國防省兵器局が極めて尨大なる組織をなし、國家總動員準備を擔任しあるは事實なるものの如く、殊に現内閣成立以來各種の國家的統制を行ひあるを以て、此方面に數歩を進めたることは明白であつて從來、民間に於て全國總動員的の統一、訓練等を屢々行ひあることは之を裏書するものであらう。

### 第七節 陸軍豫算

獨逸に於ては一般國費は軍事上の意義を有する國道建設の外、之を最小限に制限し、苟も使用し得る經濟力は擧げて之を國防力に集中してゐるが其細部は全然不明である。



## 第八章 伊 國

## 第一節 概 説

## 一、國防上の立場と環境

現在の伊太利膨脹國策の根幹は、羅馬伯林樞軸を強化して、地中海に於ては、英國に代つて其の霸權を握り、中央バルカン及近東に於ては、政治的、經濟的地歩を確立して、其の勢力伸張を策し、又毎年七十萬以上にも及ぶ人口増加對策として植民地擴大を希望し、現状を打破し、積極的に經濟政策を遂行しやうとするにある。

獨國にナチス勃興し、中興に對して其の銳鋒を表はすに至るや、必然的に伊國の政策と正面衝突を惹起した。時恰も佛外相バルツィ及之に代りし佛首相ラヴアルの植民地提供と交換條件に獨國包圍陣參加の勧誘があつて、伊國はこれを乘すべき機會と考へて欣然應諾した。(一九三五年一月羅馬協定)。斯くして獨國再軍備(一九三五年五月)後の善後處置たるストレーザ會議頃までは本關係は堅持せられてゐたが伊國の膨脹發展策が武力に迄進み、伊エ紛争勃發するや、急に形勢に變化を來した。即ち本紛争の初期伊國に同情を表してゐた佛國が伊國の對立者たる英國側に轉向したので伊國は從來の行き懸りを捨て斷然獨國と共同姿勢をとるに至つた。

然るに伊エ紛争一應結末を見、伊國はエ國合併を既定の事實として認めらるゝや伊國の外交は漸次

平和主義に傾き、先づ英國と事を醸さざる如く周到なる注意を拂ふ様になつたが、對英地中海爭覇は現實の問題なるを以て伊國は軍備充對に汲々たると共に、萬一の場合英國が地中海を封鎖せんことを顧慮し將來バルカン近東諸國との親善關係促進に努力するであらう。

## 二、陸軍軍備の特徴

1. 特に注目すべき軍備充實は機械化の擴充である。これは最近のエチオピア戰より得たる經驗に

基き、運動戰主義に依り従來の師團及輕快師團を機械化し、現在では

自動化師團

三 箇

輕快師團

三 箇及戰車聯隊四 箇

を有し、戰車一千三百臺と推定される。

2. 平時の伊太利軍は内地三十二萬海外約三萬であつたが、エチオピア戰當時は在營年限を延長し、一時百二十萬に達した。現在は實員五十萬内外で、目下エチオピア派遣軍は之を植民地軍(約七萬に達せん)に改編中である。

3. 國土防空に關しても重大な關心を持ち、従來十箇の防空司令部を十二箇に増加し、配屬高射砲大隊も一躍二十六箇に擴張した。

4. 北部國境に對する作戰準備のため、アルプス地方に於ける新施戰略路は一九三五年既に千五百杆に達してゐる。

## 第二節 建軍要領



## 一、兵役制度

伊國の兵役制度は國民皆兵、義務の平等を原則として、徵兵制度を施行して居る。其新徵兵令は一九二三年の改正に係り、其在營年限を一年半と規定されてゐるが、此在營年限を決定の経緯には、國防上の要求と社會政策上の主張と相錯綜し、可成り興味ある経過を示して居る。

在營年限變遷の経緯 大戦前各兵種共二年在營制を採用して戰役を経過し、休戦後一九一九年十一月、一度一年在營制を採用したるも遂に實施するに至らずして止んだ。次で一九二〇年四月社會黨出身「ボノミ」が陸相に就任するや、國家財政の狀態と大戦の教訓とに鑑み、最小の經費を以て最大の戰時兵員を得んが爲、在營八箇月制を定めて壯丁全部の入營を企圖し、下士學校の新設、入營前軍事豫備教育の普及、工卒、雜役勤務の免除等の施設と相俟て、武裝國民の實現を圖つた。然れども軍隊の實際的勤務、平時警備に對する處置及軍事豫備教育普及の困難等實行困難の事由續發し、其都度勅令を以て數箇月の在營延期を行ひ、辛うじて軍備の缺陷を糊塗して經過し、終に翌一九二一年再び一年制に覆したが、教育の困難と、戰鬪力の不十分は依然たるものあり、其結果十四箇月制とするに至つた。次で一九二二年秋「ムツソリーニ」内閣の成立と共に、依然全壯丁の入營を主義とし、新に軍隊教育上の顧慮並戰鬪力の保持上一年六箇月制を定め、新徵兵令の發布を見るに至つたのである。

其後一九二七年八月徵兵令の一部に改正を加へ、家族の狀況に依る特殊の者に對し在營期間を短縮する恩典を與へた。然れども此恩典は一九三一年一月より實施せられたる軍事豫備教育の義務制度に依り、該教育を受けざる者には之に制限を加ふるの制とした。

## 二、兵役年限

現役 十八ヶ月

全兵役 合計 三十四年

## 三、軍の構成

伊國陸軍は、本國軍、植民地軍より成り、其他に武裝的團體として其性質上殆ど陸軍軍隊と見るべきものに、護國義勇軍、税關兵團及警察隊がある。殊に護國義勇軍は、陸軍には屬せぬが、國軍の一部と認められて居る。

即ち護國義勇軍は當初は「ムツソリーニ」内閣の黨勢擁護、治安維持の爲に創設せられたる謂はゞ「ムツソリーニ」の政治的私兵であつたが、一九二三年一月勅令を以て其合理的存在を與へられ、次いで漸次其任務を擴張せられ一九二四年國軍の一部を形成することとなり、其經費も亦正規軍同様國庫の負擔する所となつた。今や治安の維持、國土防空及軍事豫備教育並青少年訓練に任ずるの外、作戰軍にも直接参加し、經濟的軍備の見地よりして大なる役割を演じてゐる。該隊は滿二十一歳以上の黨員たる志願者より採用し、將校、下士、兵に區分し、軍隊組織と爲し、常時は高等司令部聯隊本部の幹部のみを常置し、治安維持の爲出動の必要ある場合に大隊長以下を召集し、之に武器、被服を貸與して勤務に服せしめ、又教育、觀兵其他の儀式の場合に於ても同様に召集してゐる。而して義勇軍が戰場に於て幾何の能力を示すかは疑問とせられて居たが、對「エチオピア」戰に於ける黒襖衣師團の成果は、其人員の大なると相俟ち決して之が存在を無視することは出来なかつた。今や内政の確立と共に正規軍、黒襖衣軍を打つて一丸となし、益々純軍事的に指向せらるゝに於て愈々然りである。

「ムツソリーニ」首相が陸、海、空の各大臣をも兼攝するに至れるは、彼が將來國防省建設に一步



を進むるの前提なりやとも見られ、彼が「ファシスト」國家完成の爲本國軍隊と護國義勇軍並「ファシスト」黨を益々緊密に融合せんとする方針に出づるものと観測せらる。

### 第三節 兵力及編成 (空軍を除く)

#### 一、本國軍

將校	約二五、〇〇〇人
准士官以下	約五〇〇、〇〇〇人
計	約五二五、〇〇〇人

右の兵力は、平時兵力(豫算定員)であつて、軍團十三、歩兵師團二十九、輕快師團二、自動車化師團三、アルプス旅團四に編成せられ、戦時は約六十師團を編成する計畫なりと傳へられてゐる。

尙、此平時兵力は季節に依り變化し、夏季に於ては約三十五萬を算し、冬季に於ては約二十萬に減する。是國境が峻峻なるアルプス山系の大障得を以て掩はれあり、且其障得は、冬季に於て積雪の爲に、軍隊の通過を許さざるに至るからである。

#### 二、植民地軍

伊國人は將校以下現役及豫、後備役の志願者より採用派遣し、土人は志願者を募集する。

リビヤ	伊國人及土人	約四〇、〇〇〇
エリトリア	同右	約四、〇〇〇
ソマリヤ	同右	約四、〇〇〇

其他

約二、〇〇〇  
約五〇、〇〇〇

尙ほ伊國政府は「エチオピア」征服後肅正工作の進捗に伴ひ最近植民地軍の編成を決定した。同軍は將校三、五〇〇、兵六〇、〇〇〇より成る大部隊で、内エ民軍を十七旅團に分ち、他に機械化機關銃隊、騎兵隊等の特科隊を置く方針と傳へらる。

#### 三、武裝團體として陸軍的色彩を帯びるもの

護國義勇軍	約四三〇、〇〇〇	(此内三八萬は常勤せず必要に際し何時たりとも召集に應ず)
税關兵團	約二六、〇〇〇	
警察隊	約一五、〇〇〇	

### 第四節 航空

#### 一、要旨

現首相「ムツソリーニ」は在野當時より伊國航空界の不振を慨しつゝあつたが、一度政權を得るに及び、一九二三年航空高等委員會を設け、陸、海軍及植民地航空を統轄するの制度を立て、自ら其議長となり、次で一九二五年空軍省を設置して空軍を獨立せしめた。

#### 二、空軍兵力

伊國空軍は一九三〇年六月末迄に平時飛行中隊一八二(約二、八〇〇機)、氣球中隊八、飛行船中隊九を整備すべき計畫にて、著々之を實行したが、豫算等の關係上、計畫を完成するに至らざりしも、



英・獨空軍の擴張に刺戟せられて空軍充實を圖るに決し、一九三四年度より十二億の豫算を以て空軍整備六箇年計畫を三箇年に實現することに變更し、伊エ戦争初期には師團司令部三箇、襲撃旅團司令部一箇を創設し、更に増設に努め、最近に於ては約二百中隊、第一線機二千を數ふるに至つた。昨年度豫算に於ては更にポー河流域に空軍根據地の新設、九箇の大軍需工場を改善し、新鋭機約一千機を製作しやうと企圖してゐる。

イ、部隊

- 空軍直轄部隊 約 九〇中隊
- 陸軍協同部隊 約 三〇中隊
- 海軍協同部隊 約 二〇中隊
- 植民地軍協同部隊 約 五〇中隊

計

約 一九〇中隊

ロ、飛行機

- 第一線 約 一、五〇〇機
- 豫備 約 四〇〇機

計

約 一、九〇〇機

ハ、人員

約 二、三〇〇

將校

下士官兵

約 二、三〇〇  
約 二五、九〇〇

である。

曾て伊國が航空に於て英、佛に比し著しく立ち後れの状況にありしに拘らず、今日既に英國等先進國を凌駕せんとするの形勢に在りて、過般の伊「エ」紛争に際し、地中海にある英艦隊にとり、大なる脅威となつたことは吾人の大いに参考とすべき所である。

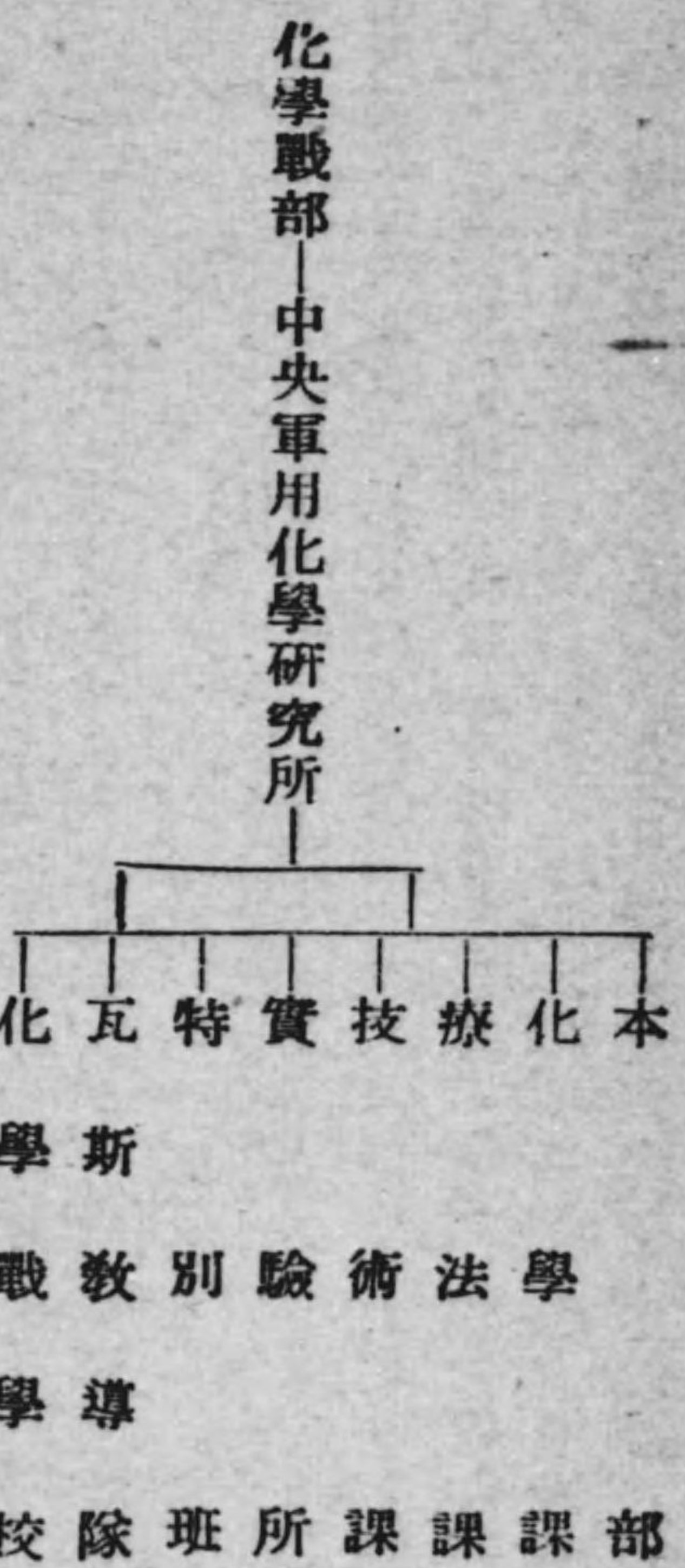
三、民間航空

伊國に於ける民間航空は、他の歐洲列強に比し、從來遅々として振はなかつたが、今や當事者の異常なる努力に依り其面目を一新、飛行機數四四三(一九三五年六月)、操縦士數七〇八(一九三二年初)、民間飛行場數六七〇に達するに至つた。定期航空路の延長は一九三五年に於て一五、五六一杆に達し、輸送旅客數は一九三四年度に於て約四〇、九三〇人、輸送荷物量は同年度約八八六、一七〇担である。而して政府の定期航空事業に對する補助金は、初年度施設のものを除き、一九三六年度は七千八十八萬利である。

第五節 化學戰準備施設

伊國に於ては、將來に残されたる唯一の戦法は毒瓦斯に在りとの議論熾烈にして、熱心に研究を行つて居る。其施設は陸軍大臣に隸する化學戰部ありて、陸、海、空軍の化學戰勤務を統一し、中央軍用化學研究所に於て化學戰攻防に關する事項の研究を行ひ、且教育機關として化學戰學校及瓦斯教導隊を同研究所に附屬して居る。之を表示すれば左の如くである。





尙文部、大藏、國民經濟、交通等の各省に屬して醫學及理化學を研究する諸機關は、軍部の研究、實驗に協力すべきものとして居る。

### 第六節 國家總動員施設

#### 一、施設

戰爭に必要な機關の編制準備並國家諸機關の協力上最も緊要なる諸問題を審議する爲、國防最高會議を設け、總理大臣を議長とし、外務・内務・大藏・陸軍・海軍・植民・國民經濟の各省大臣及航空高等委員を議員とするのみならず、軍事參議官會議々長・海軍將官會議々長・空軍總司令官・空軍經理總監も亦此會議に列席して發言し得るの制として居る。

國防最高會議は其審議事項の性質に應じ、左の諸機關中何れかを諮詢機關として利用することにな

つて居る。

1. 軍事參議官會議
2. 海軍將官會議
3. 航空高等委員會
4. 國家總動員準備委員會

國家總動員準備委員會は、國防最高會議の諮問に基いて戰爭の必要に應ずる爲、國家總資源の編成、準備、利用の方法を研究する。委員長は總理大臣の奏請に依り勅命せられ、委員は參謀本部長、海軍軍令部長、空軍總司令官、空軍經理總監、伊國國立銀行頭取、國有鐵道總監、國防最高會議事務局長、各省及商船移民の委員會より出す代表者各一名、教育及經濟に關係ある大團體の代表者十一名科學、工業、農業及商業界の權威者十一名から成つて居る。

尙國防最高會議には同事務局が附屬せられて居り、總理大臣の命令に基き國防最高會議の議題を整理し、又其決議は關係各部に通報し、且之が實施の責に任ずるものである。

#### 二、法規

國家總動員關係の法律としては、千九百二十四年政府より議會に提案し、翌年六月其協賛を経た伊國國家動員令がある。

本法律は十五箇條より成り其内容は佛國のものと同様であるが、其中主なるものを摘録すれば次の通りである。

- 1 伊國國家總動員は、軍部動員と軍部外動員とに別ち、軍部外動員とは武裝團體の國家の全勢力を平時組織よ

列國陸軍概観 伊國



戦時組織に移すを謂ふ。  
軍部外勤員実施の爲、政府は必要に應じ国防最高委員会協力の下に關係各國務省に隸屬する左の機關を設け業務を実施す。

- イ、軍部及一般國民の需要に應ずる原料品輸送に關する機關。
  - ロ、軍需品の製造、諸原料品及製作品の蒐集、分配並官私立工場監督に任ずる機關。
  - ハ、軍部及一般國民に要する食糧品の蒐集、分配並官私立食糧品工場監督に任ずる機關。
  - ニ、内外に對する宣傳、出征軍人並歸國移民の家族の救護、廢疾者の救助、戰爭扶助料の支給を擔任する機關。
- 以上四機關の業務を適當に按配施行する爲管區を分ち、地方委員會を組織し更に之を工業、商業、救護及宣傳の小委員會に分つことが出来る。
- 更に一九三五年春頃の報道に依れば伊國に於ては經濟省に産業動員局を設けた。其任務は大要次の通りと報せられて居る。

- 1 原料補給の根本計畫及軍需工業生産組織の創立並其發達を期すること。
- 2 陸海兩軍及航空諸官省と絶えず連絡をとること。

戰爭規律に關する法律

一九二五年六月公布の國家總動員法に基き、更に一九三二年一月戰爭規律に關する法律を公布した。該法律は動員に方りて國家内に構成せらるゝ總ての團體、兵役の義務無き總ての市民、兵役の義務あるも何等かの理由に由つて事實上就役しあざる總ての市民に對して戰國國防に協力すべき義務を賦課せるものである。尙伊國は「ムツソリーニ」の主張せる「國家興隆の基礎は國民に軍人的訓練を附與するに在り」又「國民生活も國民教育も外交政策も皆國防に協力すべきものなり」等の意見に基き國民の軍隊化に邁進し來れるが、其具體化として一九三四年十二月「軍事豫算教育法」「在郷者軍事教育法」及「學校に於ける軍事講座法」の三法案議會を通過し一九三五年

二月一日より其實施を見るに至つた。

第七節 陸軍及空軍豫算

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	空 軍 豫 算
一九三三—三四年度	約 二〇、六一四、一〇〇	約 二、六二〇、六〇〇	約 六九五、九〇〇
一九三四—三五年度	約 二〇、六三六、一〇〇	約 二、五二〇、六〇〇	約 七二〇、〇〇〇
一九三五—三六年度	約 一九、六四五、六〇〇	約 二、四五九、二〇〇	約 八三九、六〇〇
一九三六—三七年度	約 二〇、二九一、五〇〇	約 二、二九一、〇〇〇	約 九七〇、三〇〇
一九三七—三八年度	約 二五、四四八、二〇〇	約 二、五一二、五六七	約 一、二七〇、〇〇〇
一九三八—三九年度	約 二、六一二、五六七	約 一、二八五、〇六〇	

伊國陸軍豫算を我が國のものと比較するには、特に左の點に注意を要する。

1. 空軍豫算と陸軍豫算は各獨立して居る。
  2. 憲兵の行政、司法及警察執行費は内務省豫算に計上してある。
  3. 植民地陸軍の費用は、植民省豫算に計上してある。
  4. 護國義勇軍、税關兵團は、陸軍より獨立しあるを以て、其費用は大藏省豫算に計上してある。
- 尙「エチオピア」遠征軍費は約八十億利に達した。



### 第九章 波 國

#### 第一節 概 説

波蘭は東は蘇聯邦に接し、西は獨逸を控へてゐる。東隣蘇聯邦は波蘭にとつては其の悲惨なる過去の歴史に徴するも、獨立當時に於ける赤軍侵入の被害と怨恨とに鑑みるも、又國家存立の根本思想に於ても、兩者相容るゝ能はず、不俱戴天の仇敵關係にあり、而も人も知る如く、世界赤化を唯一の國是として軍備の充實擴張に汲々とし、又西隣の獨逸は「ヴェルサイヤ」條約に不服にして國境の改訂を強調し、再軍備に關する爆彈的宣言をなして軍備の充實に餘念がない。

波蘭は此の兩國の間に介在して、獨立を完ふせんが爲には一切を犠牲にして、専ら國防に努力せざるを得ざる状態にあつて僅々三千萬の人口を有するに過ぎざるに拘らず、二十七萬の常備軍を擁し、其の陸軍費は年々國家總豫算の半近くに達してゐる。

斯くて波蘭は國防の充實に邁進する一方、巧に外支手腕を以て、獨、波關係を調整し、平等自主的態度を堅持して、對佛政策を遂行すると共に經濟的援助關係を絶たず、反蘇意識は漸次増大しつつあつたが、獨逸の勃興に伴ひ、最近反蘇意識を緩和せる徴候がある。

又我が國に對しては文字通りの親善振りを發揮し、日本には特別の尊敬と憧憬とを藏し、近年日本研究熱盛となり、殊に支那に於ける卓軍の赫々たる異例の勝捷は益々之に拍車を如ふるの感がある。

#### 第二節 兵役制度

徴兵制度を採用し、壯丁適齡は二十歳であつて、兵役區分の如くである。

兵 種	現 役	後 備 役
	一 般 兵	二 箇 年
騎 兵 及 騎 砲 兵	二 箇 年 一 箇 月	滿 四 十 歳 迄
		滿 五 十 歳 迄

内務省令を以て、兵役代動に關する命令を發布し、徴兵検査の不合格者及未だ兵役に服せざりし者は、市町村長の指定によつて軍務に關係ある何等かの仕事に奉仕するの義務を課した。

又政府は國民皆兵制度に關する新法律を作り、婦人をも軍務に關する補助的課役に使用せんと企圖してゐる模様である。

#### 第三節 兵力及編制

陸軍總兵力は約二十七萬であつて、別に軍隊に準すべき(裝備は寧ろ軍隊に勝る)國境警備隊約三萬警察隊約三萬二千、税關監視隊約五千六百があり、陸軍は左の如く編制されて居る。

軍團管區司令部

一〇

列國陸軍概観 波 蘭



步兵師團	三〇
騎兵師團	一(三旅團)
獨立騎兵旅團	二一
野砲兵聯隊	三〇
特種砲兵聯隊	二〇
飛行旅團	三
飛行聯隊	七
戰車聯隊	四

### 第四節 化學戰準備施設

波蘭は世界大戰後の新興國であるが、化學戰に關心深き蘇聯邦と獨逸との間に介在し、常に其脅威を受けてゐるので、化學戰に關する施設は小規模乍ら能く完備し、其の研究教育も亦眞摯にして、特に國民一般に對する瓦斯防護教育に於て見るべきものがある。同國化學戰の施設は概ね次の如くである。

#### 一、軍部の施設

陸軍省兵器局内化學戰課—軍用化學研究所—  
 化學戰學校  
 瓦斯教導中隊

#### 二、民間施設

航空化學戰防護協會  
 會員約四十萬、國民瓦斯防護教育用車輛(鐵道用)約一〇輛及同自動車數十輛、毎年瓦斯防護週間を設け民衆教育の普及徹底に努めてゐる。

### 第五節 國防豫算

事苟くも國防に關する以上舉國一致之を支持し、議會は滿場一致老成なる國防費を可決し、陸軍は朝野兩方面の支援の上に依然として絶大の勢力を有してゐる。

政府は陸軍豫算を増加すると共に、別に國防資金十億「ズロチ」を設定し、一九三七年乃至一九四〇年の間に於て主として軍事工業の設立に支辨することとした。これが爲政府は佛國より二十億法の借款をなし國防資金に組み入れ、又一般官民各種團體の獻金が盛である。最近五箇年に於ける豫算額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の如くである。

年	度	豫算總額	陸軍豫算
一九三二	一—三二年度	二・八五六・〇〇〇 <small>(單位千ズロチ)</small>	九〇八・〇二五 <small>(單位千ズロチ)</small>
一九三三	二—三三年度	二・四五二・〇〇〇	八八六・三二〇
一九三三—三三	四年度	?	?



一九三四年三月五〇度	二・一三七・六一二	七六一・七〇〇
一九三五年三月六年度	二・一三二・八六二	七六一・七〇〇

即ち陸軍豫算は國家總豫算に對し毎年三二%乃至三六%を示してゐる。

陸軍豫算を特に尨大にしない體裁上、純軍隊と目すべき國家警官隊費及税關監視隊費は、殊更内務省費或は大藏省費に算入しあるを以て、之れをも加算するときは最近四箇年の陸軍豫算は常に國家總豫算の半を占めて居る次第である。

## 第十章 白耳義

### 第一節 概説

#### 一、國防上の立場と環境

世界大戰後白國は國際聯盟及ロカルノ體制の一員として、佛、英と提携して平和のため盡力貢獻する處が多かつたが、近年獨國の再軍備とライン進駐、獨、露の反目、佛、露相互援助條約成立等のため、白國の國際的地位は世界大戰前を彷彿せしむる實狀となつた。此に於て白國は他國との同盟締結だけでは祖國の安全を確保することが出来ないし、ロカルノ條約に於て締約國は集團的に領土の現狀維持を誓約したが右誓約は白國の如き小國に取つては過大に失した。即ち白國は保障せらるることを欲してゐるが、保障國たるの義務の負擔は欲しない。又同盟に基く軍事的援助は侵略の事實が起つて後發動するに過ぎず、當初の侵略に對しては白國政府は獨力で之を阻止しなければならぬと云ふので、一九三七年十月皇帝が國務會議に於て中立還元に関する宣言を發した。從て獨力で軍事政策を樹立することが必要となり、又隣邦諸國との紛争防止就中隣國軍が自國領土を通過して第三國を攻撃する様な場合、之を阻止することも絶對必要である。斯くて自國は國防充實に邁進することゝなつたのである。

#### 二、中立還元に伴ふ軍備方針

白國政府は時局の趨勢に鑑み、今回國防改組案を議會に提出し、陸相から「白國の軍隊は十分國防



の責任を全うするを保持し、一旦緩急ある場合直ちに動員に應じ得る如く準備せられなければならない。特に敵の不意の攻撃を阻止する爲、機械化部隊の整備が急務である」と説明し、上、下院共に通過した。其の内容の骨子は左の通りである。

1. 歩兵の在營期間を一箇年半、他の兵科の在營期間を一箇年に延長する。
2. 軍隊に於てはフランス語とフラマン語とを同等に取扱ふ(註……ワロン・フラマン兩族の團結を確保する爲なるべし)

### 第二節 兵役制度及年限

#### 1. 正規兵 徴兵制度

兵役年限

現役及豫備役 一五年(在營期間歩兵一年半)

國民軍 一〇年

計 二五年

#### 2. 民兵

滿十八歳以上の徴集豫備者適齡前の入營者等は民兵とす。各種類に應じ八乃至十四箇月現役に服す。

### 第三節 兵力、器材、武装團體

#### 一、兵力

##### 1. 本國

將校 四、四六〇

下士官兵 六〇、八一七

計 六五、二七七

民兵 四四、〇〇〇

##### 2. 白領コンゴ

將校 一五四

下士官 一五七

士人兵 一三、二二四

計 一三、五三五

##### 3. ルアンダ・ウランヂー

白人將校下士官 一〇

士人兵 六四五

#### 二、器材

戰車數 二六

列國陸軍概觀 白耳義



飛行機數	一一〇
右總馬力	一一〇,〇〇〇
三、武装團體	
憲兵	六,四四六
警察	約 四,〇〇〇
白領コンゴ警察	一,四四五

### 第十一章 葡萄牙

#### 一 國防上の立場と環境

葡萄牙は本國の二十二倍に及ぶ大植民地を有する關係上、傳統的に英國と親善關係を結び、植民地保護に努めてゐる。葡萄牙が今日世界第四位の大植民地帝國の地位を保持してゐるのは一に英海軍に依存してゐるためであると云ふも過言ではない。

隣國西國に對しては植民地獲得競争のため、兎角圓滿を缺いたが、近來兩國は政治經濟的提携をなさうとする機運にあつた。然るに今次西國內亂起るや、葡萄牙は反政府軍に好意を有し有形無形の援助を與へてゐる。

#### 二、兵役制度及年限

兵役制度

徵兵制

現役

四年(二一—二四歳)

豫備役

一六年(二五—四〇歳)

國民兵

五年(四一—四五歳)

徵集豫備

三年(一八—二〇歳)

#### 三、兵力器材武装團體

兵力

本國

五一、四七二

列國陸軍概觀 葡萄牙



海 外	一〇、六六八
計	六二、一四〇
器 材	九三
飛行機數	四、一八三
右總馬力	五、六九〇
武裝團體	五、一八九
憲 兵	一一、三五五
財務警察	
警 察	

## 第十一章 瑞 西

### 一、國防上の立場と環境

一八一五年のウィーン會議に依り、永世局外中立國となり、其の外交關係は最も平和主義に徹底してゐる。殊に本國は國際聯盟本部の所在地たるのみならず、其他國際外交、國際文化、化學、政治に關する代表者の會合地を爲す關係上國際間の平和維持に盡力してゐるのである。

### 二、兵役制度

徴兵制度にして之に服しないものは四十歳に至るまで兵役税を納入することになつてゐる。

### 三、兵役年限

常備兵役	二〇—三二歳
豫備兵役	三三—四〇歳
國民兵役	四一—四八歳
在營期間	

第一期教育(適齡壯丁)六〇乃至一〇二日

復習教育

一日

第一期教育終了後兵役期間滿了迄各人は自宅に武器裝具を保管す。従つて教育者の外常時在營者なし。

### 四、兵力器材

列國陸軍概観 瑞 西



兵力

教育者(將校及下士官)

三二二

幹部教育人員

八、八七二

第一教育兵員

二〇、三六五

復習教育兵員

一五五、四六九

計

一八五、〇一八

器材

飛行機數

一六〇 (別に練習機一七五)

右總馬力數

一〇三、四〇〇

第十三章 其他の諸國

歐洲諸小國特に巴爾幹諸國は、外交的に或は小協商を組織し、或は巴爾幹協商を成形し、或は佛伊大國に結び將又大戰平和條約に依りて其軍備に制限を受けある等の狀況に在りと雖、國土相接し其國の軍備にして缺くる所あらんか直に國防上大なる脅威を受くるを以て、何れの國も皆其國力以上と思はるゝ軍備を所有し而も營々として之が改善進歩に寧日なき有様である。「ムツソリーニ」の所謂「國境の防備全からずして其國に外交なく教育なく藝術なく將又産業なし。故に外交も教育も藝術も將又産業も皆國防を基調として行はるべきものなり」との言を如實に實行しつゝある觀がある。

一、匈國

此國も平和條約に依り軍備の制限を受けありと雖、七混成旅團、二騎兵旅團を基幹としたものを有し、其總兵員は人口八百六十萬に對し約三萬五千である。

二、勃國

勃國も亦平和條約に依る軍備制限國であり、其總人口六百萬に對し全兵員二萬と定められて居る。

三、ルーマニヤ

歩兵二十四ヶ師團、騎兵三ヶ師團此の總兵力約二十五萬を有し、航空部隊は五聯隊、機數五〇〇機、機械化部隊としては機甲部隊二旅團、戰車一聯隊を有してゐる。

四、トルコ

歩兵二十二ヶ師團、騎兵三ヶ師團此の總兵力約二十萬あり、航空三ヶ聯隊、機數三〇〇機、裝甲隊

列國陸軍概観 其他の諸國



一大隊を有してゐる。

五、フィンランド

歩兵三ヶ師團、騎兵一旅團此の總兵力約四萬あり、航空三ヶ聯隊と一ヶ大隊、機數三〇〇機、裝甲部隊一中隊を有してゐる。

六、其他

其他の諸國の總兵員の概數は左の如くである参考の爲其國の總人口概數を附しておいた。

	兵員	人口
ユーゴスラビア	一二〇、〇〇〇人	一四、九五一、〇〇〇人
ギリシヤ	六五、〇〇〇	六、三九四、〇〇〇
チエコスロバキヤ	一七〇、〇〇〇	一四、四八〇、〇〇〇
オランダ	五八、〇〇〇	八、一八三、〇〇〇
リニア	一九、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
ラトヴィア	二五、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇
エストニア	一五、〇〇〇	一、一二〇、〇〇〇



# 列國陸軍々備一覽

昭和十三年末調

國	國分		名	總數	平	時	兵	員	譯	主要	隊	數	摘	要
	區	名												
蘇聯邦	約二百十五萬	正規軍 約百八十萬 民兵部隊交代部 約三十五萬	正 規 兵 三十九萬 其他諸軍 五十四萬	步兵 百五十二箇師團 獨立旅 三十六箇旅團 騎兵 七箇旅團	正規及混成步兵師團 七十八箇師團 民兵步兵師團 二十七箇師團 正規騎兵師團 三十箇師團 民兵騎兵師團 三箇師團	本表の外多額の不正規兵と略同様の實力を有し、正規軍に改編せらるゝこと、其の兵数は算定困難であるが、四、五十萬を下らぬものと判断せらる。								
支那	約九十三萬	正 規 兵 三十九萬 其他諸軍 五十四萬	步兵 百五十二箇師團 獨立旅 三十六箇旅團 騎兵 七箇旅團	正規及混成步兵師團 七十八箇師團 民兵步兵師團 二十七箇師團 正規騎兵師團 三十箇師團 民兵騎兵師團 三箇師團	本表の外多額の不正規兵と略同様の實力を有し、正規軍に改編せらるゝこと、其の兵数は算定困難であるが、四、五十萬を下らぬものと判断せらる。									
蔣政権を中心とする	約九十三萬	正 規 兵 三十九萬 其他諸軍 五十四萬	步兵 百五十二箇師團 獨立旅 三十六箇旅團 騎兵 七箇旅團	正規及混成步兵師團 七十八箇師團 民兵步兵師團 二十七箇師團 正規騎兵師團 三十箇師團 民兵騎兵師團 三箇師團	本表の外多額の不正規兵と略同様の實力を有し、正規軍に改編せらるゝこと、其の兵数は算定困難であるが、四、五十萬を下らぬものと判断せらる。									
米國	約四十九萬	正 規 軍 法定數 約二十九萬八千 現在數 約十七萬五千 護 國 軍 法定數 四十二萬五千 現在數 約十九萬二千 編成豫備軍 約十二萬	步兵 九箇師團 騎兵 三箇師團	護國軍は最小限二十五萬と規定せられ、著々其實現を期してゐる。										
英國	本國軍 約四十二萬 本國外 約十五萬六千	正 規 軍 約二十一萬六千 (印度駐屯 內五萬七千は)	步兵 四十五大隊 騎兵 十六中隊	本表の外に空軍兵力七萬を有し、一九三九年迄には現役操縦者六千三百、豫備操縦者三千七百合計一萬を突破する豫定である。										
佛國	正 規 軍 約六十五萬 武裝團體 十八萬二千	在本國兵力 約四十四萬八千 在アフリカ及ルヴァン 十四萬六千 在植民地及支那 六萬	步兵 二十箇師團 騎兵 一箇師團 戰車旅團 四箇旅團 砲兵旅團 二箇旅團 工兵旅團 二箇旅團 海軍駐屯部隊 四十箇旅團	本國に駐屯する部隊は、各師團は約半數宛を海外に交代派遣す。										
獨逸國	正 規 軍 約百萬 軍隊類似團 約百萬	憲任統治領民兵 約三萬四千 委任統治領民兵 十一萬三千	步兵 五十三箇師團 機械師團 四箇師團 騎兵旅團 一箇旅團 山地師團 三箇師團	歐洲最強の國軍建設を企圖しあるが如くである。										
伊國	約五十七萬 武裝團體 約四十七萬	本 國 軍 約五十二萬五千 內憲兵 五萬 植民地軍 約五萬	步兵 二十九箇師團 輕快師團 二箇師團 アルプス旅團 四箇旅團	本表の外空軍約二萬六千を有する。										

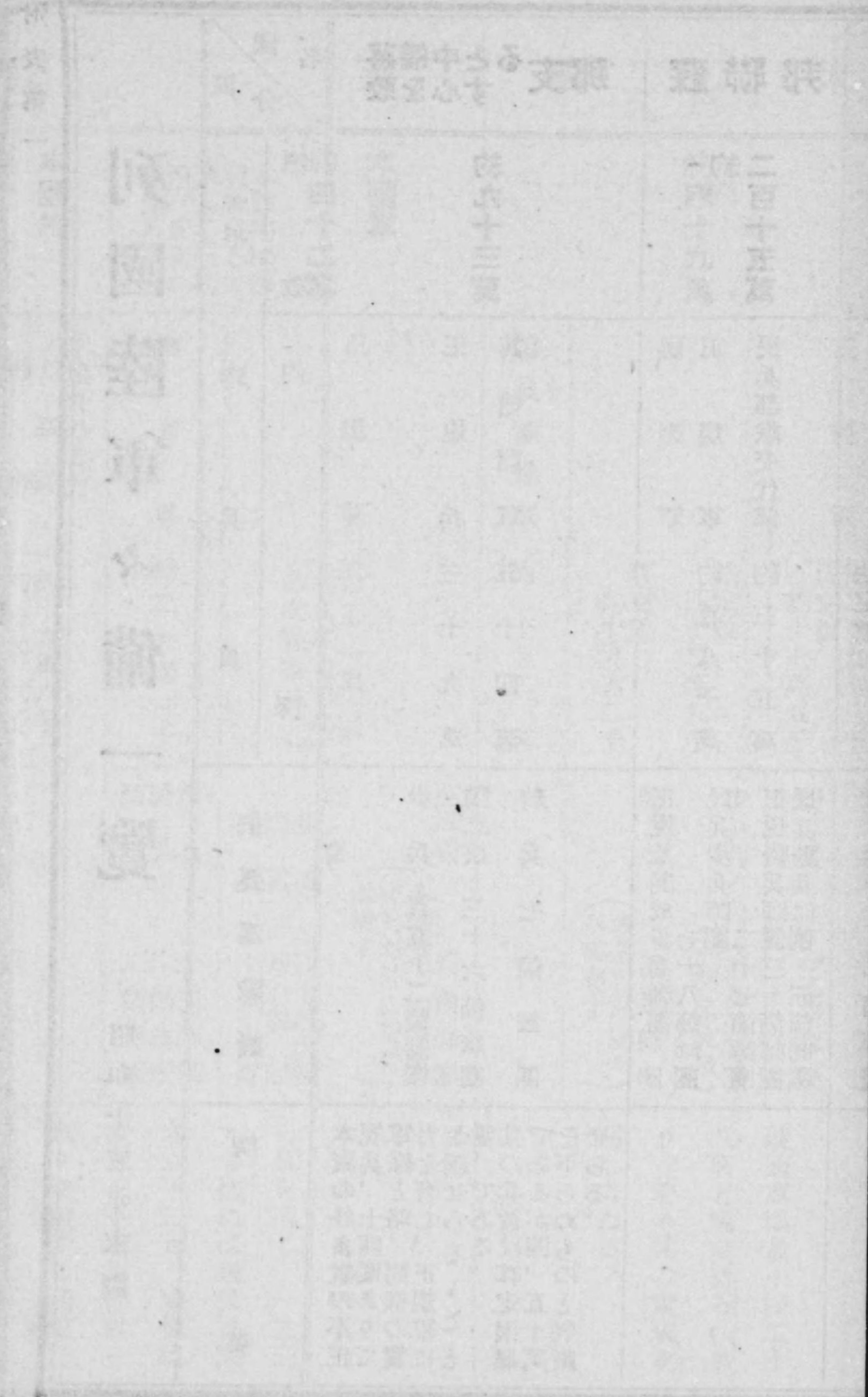


波 國		伊 國		獨 國		佛 國		英 國		米 國		邦 聯	
武裝部隊 約二十七萬	約二十七萬	武裝部隊 約四十七萬	約五十七萬 五千	軍隊類 約百萬	正規軍 約百萬	武裝團體 十八萬二千	正規軍 約六十五萬 四千	本國軍 約四十二萬	本國外 約三十五萬六 千	約四十九萬		二百十五萬	
國境 警備隊 約三萬三千 二萬		護國義勇 隊團軍 約一四萬 五六千	植民地軍 約五萬			委任統治領 民兵隊 約三萬五千 三萬	在本國兵力 約四十四萬八 千 在アフリカ及 ル 十四萬六千 在植民地及支 那 六萬	本國外の兵力 愛南新印濠加 蘭阿蘭度洲陀 約約約約約 三十一萬三 六萬萬六萬六 千千千千千	地方軍 約二十萬三千	正規軍 約二十一萬六 千 （印度駐屯 約十九萬二千 現在數）	編成豫備軍 約十二萬	正規軍 約二十九萬八 千 現在數 約二十七萬五 千 法定數 四十二萬五千	民兵部隊交代部 約三十五萬
步兵師團 騎兵團 獨立騎兵隊 野砲兵聯隊 特種砲兵聯隊	步兵師團 騎兵團 獨立騎兵隊 野砲兵聯隊 特種砲兵聯隊	步兵師團 騎兵團 獨立騎兵隊 野砲兵聯隊 特種砲兵聯隊	步兵師團 騎兵團 獨立騎兵隊 野砲兵聯隊 特種砲兵聯隊	突擊隊 親衛隊	步兵師團 騎兵團 獨立騎兵隊 野砲兵聯隊 特種砲兵聯隊	步兵師團 騎兵團 獨立騎兵隊 野砲兵聯隊 特種砲兵聯隊	步兵師團 騎兵團 獨立騎兵隊 野砲兵聯隊 特種砲兵聯隊	步兵師團 騎兵團 獨立騎兵隊 野砲兵聯隊 特種砲兵聯隊	步兵師團 騎兵團 獨立騎兵隊 野砲兵聯隊 特種砲兵聯隊	步兵師團 騎兵團 獨立騎兵隊 野砲兵聯隊 特種砲兵聯隊	步兵師團 騎兵團 獨立騎兵隊 野砲兵聯隊 特種砲兵聯隊	步兵師團 騎兵團 獨立騎兵隊 野砲兵聯隊 特種砲兵聯隊	
			本表の外空軍約二萬 六千を有する。	歐洲最強の國軍建設 を企圖しあるが如く である。					本表の外に空軍兵力 七萬を有し、一九三 九年迄には現役操縱 者六千三百、豫備操 縱者三千七百合計一 萬を突破する豫定で ある。	護國軍は最小限二十 五萬と規定せられあ り、著々其の實現を 期してゐる。			



附表第二

波 國	伊 國	獨 國
機百七約	機千二約 (屬所省軍空)	百八千二約 千三至乃
氣 飛 球 行  二 七 大 聯 隊 隊	氣 隊約飛 球 一 行 九 機 ○ 中 ┌───┐ 植海陸空 民軍軍直 地軍協協 軍同同轄 協隊隊部 同 隊 隊 五 二 三 九 隊 〇 〇 〇	六千機保有を目標として擴張中 なるが如くである。 百四十中隊 一九三七年六月迄に整備せられたるもの
未 詳	利萬百五千八億二十約 (度年九三一八三九一) (算 豫 省 軍 空)	未 詳
未 詳	砲 部 陣 義 野 約 地 勇 五 戰 數 高 軍 ( 十 高 一 射 に 二 射 砲 四 砲 屬 大 砲 〇 二 司 隊 隊 門 五 令 隊 )	二十個聯隊以上
戰 車 聯 隊 車 約 八〇〇 輛 四	戰 車 聯 隊 右 戰 車 數 約 一、三〇〇 輛 四 三 三 輕 快 師 團 自 動 化 師 團	未 詳





# 列國新兵器整備一覽

昭和十三年末調

國名	飛行機	航空	高射砲	戰車及機械化部隊
蘇聯邦	飛行機 八〇〇中隊以上 外に氣球中隊 若干	未詳	高射砲聯隊 (師・旅團を含む) 約三五 同右 約三〇 高射機關銃聯隊 約三〇 若千	獨立機械化部隊 約四五 獨立戰車大隊 約二〇 右の外歩兵及騎兵師團の大部は機械化部隊を有す。 右戰車數 約七、五〇〇輛
米國	機百四千約 一一八中隊 遠距離 驅逐艦 一 偵察 偵察隊 一 其他 (本部及勤務) 一 輸送 輸送隊 一 學球 學球 一 氣球 氣球 一 材料 材料 一 象料 象料 一 四二三一四九務二九五四六	一約億弗	八聯隊 砲數 約二〇〇門 外に高射機關銃 約五、〇〇〇 (本數字は豫備兵器を含む)	中戰車聯隊 (八中隊) 七一 輕戰車聯隊 七 計 一七中隊 右戰車數(豫備戰車を含む) 約五〇〇輛 裝甲自動車中隊(騎兵師團配屬) 二 其他を合し裝甲自動車數 約二〇〇輛
英國	約二千機以上 (屬所省軍空) (寸有を上以機千一機育教に別) 目下擴張中なるを以て現在の狀況は判明せざるも、一九三七年末既に一二八中隊に達し、一九四〇年迄には本國空軍第一線機二二七〇機人員約十一萬獲得を目標としてゐる。 別に氣球隊を有す。	磅萬十五百二千八約 (三九一—七三九一) (算豫省軍空度年八) (む含を磅萬百六千二債公防國)	正規軍高射砲隊 (海外のものを含む) 二二三個中隊 (機械化) 砲數二二三〇 一部は旅團に編成せらる 戦時防空師團を合編す 地方軍三箇中隊 砲數未詳	戰車 約三五〇輛 右の外軍の機械化に伴ひ歩、騎兵用輕戰車相當數を有す。 裝甲自動車 約一、二〇〇輛(推定) 印度には外に戰車三中隊裝甲自動車五中隊を有す。
佛國	約飛行機一五〇中隊 氣偵偵氣 擊閱察球 五四四一 五三〇二 尙北亞弗利加及「ルヴァン」其他の植民地の分を合すれば約一八五中隊となる。	法萬十二百六千五億五十 (度年七三九一) (算豫省空航)	五聯隊	戰車旅團三(六聯隊) 獨立戰車大隊 約四 獨立戰車中隊 約四 右戰車數 約一、五〇〇輛 其他豫備戰車多數 裝甲自動車中隊 約二〇
獨逸國	約二千機 百八千二約 千三至乃 一九三七年六月迄に整備せられたるもの 六千機保有を目標として擴張中なるが如くである。 百四十中隊	未詳	二十個聯隊以上	未詳
伊國	約二千機 (屬所省軍空) 飛行機 一九〇中 陸軍協同隊 九 空軍協同隊 三 海軍協同隊 二 植民地軍協同隊 五 〇〇〇	利萬百五千八億二十約 (度年九三一—八三九一) (算豫省軍空)	野戰高射砲聯隊 (十二大隊) 義勇軍に屬する高射砲司令部 二 砲數 約一四〇門	自動化師團 三 輕快師團 三 戰車聯隊 四 右戰車數 約一、三〇〇輛
波國	約七百機 飛行機 七聯隊 氣球 二大隊	未詳	未詳	戰車聯隊 四 戰車 約八〇〇輛











372  
516



100



